

2013年6月

公開草案 ED/2013/7  
ED/2010/8「保険契約」の改訂

# 保険契約

コメント期限:2013年10月25日

**公開草案**

**保険契約**

**コメント期限：2013年10月25日**

Exposure Draft ED/2013/7 *Insurance Contracts* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **25 October 2013** and should be submitted in writing to the address below or electronically via our website [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Confidentiality requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

**Disclaimer:** The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

**Copyright © 2013 IFRS Foundation®**

**All right reserved:** Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB provided that such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in any form either in whole or in part or be any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

# 公開草案

# 保険契約

コメント期限：2013年10月25日

公開草案 ED/2013/7「保険契約」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2013年10月25日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々のウェブサイト [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) を通じて 'Comment on a proposal' のページから電子的に提出されたい。

すべての回答は公開の記録に掲載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とするが、秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

**注意書き：**IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれば他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準 (国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

#### コピーライト © 2013 IFRS Foundation®

**不許複製・禁無断転載：**本公開草案のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売又は配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限り、IASB へ提出するコメントを作成する目的でのみ作成可能である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法 (現在知られているものも今後発明されるものも) であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/ 'Hexagon Device'、'IFRS Foundation'、'eIFRS'、'IASB'、'IFRS for SMEs'、'IAS'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'SIC'、'International Accounting Standards' 及び 'International Financial Reporting Standards' は IFRS 財団の商標である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している (会社番号: FC023235)。

## 目 次

開始する項

はじめに	
コメントの募集	
<b>〔案〕 国際財務報告基準第 X 号「保険契約」</b>	
目 的	1
目的の達成	2
範 囲	3
保険契約の結合	8
保険契約からの構成要素の分離	9
認 識	12
測 定	17
<b>保険契約の当初認識時の測定</b>	<b>18</b>
将来キャッシュ・フロー	22
貨幣の時間価値	25
リスク調整	27
契約上のサービス・マージン	28
<b>事後測定</b>	<b>29</b>
<b>企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定</b>	<b>33</b>
<b>めている契約</b>	
残存カバーに係る負債の測定についての単純化したアプローチ	35
保有している再保険契約	41
ポートフォリオ移転及び企業結合	43
裁量権のある有配当性を有する投資契約	47
<b>保険契約の条件変更及び認識の中止</b>	<b>49</b>
保険契約の条件変更	49
保険契約の認識の中止	50
条件変更又は認識の中止に係る利得及び損失	52
表 示	54
財政状態計算書	54
純損益及びその他の包括利益計算書	56
開 示	69
認識されている金額の説明	73
本基準〔案〕を適用する際の重要な判断	83
保険契約から生じるリスクの性質及び程度	86
付 録	
A 用語の定義	
B 適用指針	
C 発効日及び経過措置	
D 他の IFRS の修正	

**E 対応表**

**審議会による「保険契約」の承認**

**結論の根拠** (別冊参照)

**設 例** (別冊参照)

## はじめに

---

### IASB が本公開草案を公表する理由

本公開草案は、保険契約が企業の財政状態及び財務業績に与える影響の透明性を向上させ、保険契約の会計処理の不統一を低減するために開発されてきた。本公開草案における提案は、IFRS 第4号「保険契約」を置き換えるものとなる。

現在、IFRS には保険契約の会計処理を扱う包括的な基準がない。2004年に公表されたIFRS 第4号は暫定的な基準であり、広範囲の実務を認めるとともに「一時的な適用除外」を設けており、企業は、会計方針が財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズに対して目的適合性を有することや会計方針に信頼性があることを確保する必要はないと明記している。これは、各会社が保険契約を異なる会計モデルを用いて会計処理することを意味しており、そうしたモデルは、各法域において、当該法域で一般的な保険商品や規制に従って発展したものである。その結果、異なる会社が保険契約の会計処理に使用する会計方針には著しい相違がある。したがって、IASB は、保険契約に関する基準を速やかに公表することを公約しており、本公開草案に対する反応を検討した後に、保険契約に関する基準を最終確定する予定である。

### 本公開草案における提案

本公開草案は、企業が保険契約を現在価値（current value）アプローチを用いて測定すべきであると提案しており、これは、すべての利用可能な情報を観察可能な市場情報と統合的な方法で織り込むものである。本公開草案で提案している要求事項の多くは、過去に以下の文書で示したものと同様である。

- (a) ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」（2007年5月公表）。これは保険契約に関するIASBの当初の見解を説明したものである。
- (b) 公開草案「保険契約」（「2010年公開草案」）（2010年7月公表）。これはその当初の見解を基準〔案〕に発展させたものである。

本公開草案は、保険契約は財務要素にサービス要素を契約の種類に応じてさまざまな比率で混合したものであるというIASBの見方を反映している。IASBは、企業はそれらの要素が生み出すキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを組み合わせたパッケージについての現在の評価を描写する方法で保険契約を測定すべきであると提案している。これは、企業が負債の履行を期限到来時に保険契約者に給付金及び保険金を支払うことにより行うと見込んでいると仮定して行う。この測定には2つの構成要素がある。

- (a) 契約を履行するにつれて契約が生み出すと企業が見込んでいる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の測定
- (b) 契約上のサービス・マージン（IASBの以前の提案では「残余マージン」と呼んでいた）。これは、契約がカバー期間にわたり生み出すと企業が見込んでいる収益性についての現在の見積りを表すものである。

IASBの以前の文書に寄せられたフィードバックにより、提案された保険契約の測定のアプローチが次のようなものであることが広く受け入れられていたことが確認された。それは、当該アプローチが保険契約の発行企業の財務諸表の利用者にとって目的適合性のある財務情報を提供し、

そうした企業の財政状態及び財務業績を忠実に表現するというものである。当該フィードバックは、さらに明瞭化又は単純化が必要な領域も特定していた。当該フィードバックに対応して、IASBは保険契約の会計処理に関する提案のさまざまな点を改訂している。これは以下のことを行うためである。

- (a) 測定のアプローチを洗練して、特に、次のことを提案する。
  - (i) 企業は、将来のカバー及び他の将来のサービスに関する将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更について、契約上のサービス・マージンを修正する。
  - (ii) 契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている場合には、企業は、所定の測定及び表示の例外を適用すべきである。
- (b) 表示のアプローチを開発して、企業が次のことを行うべきであると提案する。
  - (i) すべての保険契約について収益及び費用を純損益に表示する。
  - (ii) 貨幣の時間価値を反映するための金利費用の表示を、償却原価で測定する金融商品に適用されるアプローチと同様のものを用いて行う。
- (c) 経過措置のアプローチを修正して、企業は実務上可能な場合には本基準 [案] を遡及適用し、そうでない場合には修正遡及アプローチを適用すべきであると提案する。

付録 E は、2010 年公開草案と本公開草案の内容がどのように対応しているのかを示している。結論の根拠の付録 C は、2010 年公開草案に加えられた改訂を要約している。

## 誰が本提案の影響を受けるのか

提案している要求事項は、保険会社として規制されている企業だけでなく、保険契約を発行するあらゆる企業に影響を与えることになる。

## 本提案はいつ発効するのか

IASB は、本基準 [案] の発効を最終基準の公表の約 3 年後とすることを提案している。IASB は、本公開草案に対して受け取るフィードバックを考慮して、発効日を設定する。

## コメントの募集

---

### コメント提出者への質問

IASB は、以下の各項に示す質問に対するコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 示した質問に回答している。
- (b) コメントが関係する具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当がある場合、IASB が検討すべき代替案を記述している。

コメントは、提案している要求事項への賛成者と反対者の両方から求めている。提案に反対の方々には、自身が提案する代替案を具体的な論拠で裏付けて記述するようお願いする。コメント提出者は、すべての質問に対してコメントする必要はない。

IASB は、保険契約に関する基準案の完全な草案を示して、コメント提出者が新しい提案を草案全体の文脈の中で検討できるようにしている。しかし、IASB は、寄せられたフィードバックに対応して 2010 年公開草案の提案に加えた重要な変更だけについてインプットを求めている。以前に棄却した論点を再考したり以前に検討した帰結を再検討したりする意図はない。IASB は、それらの変更案を開発する際にコストと便益をどのようにバランスさせているのかに関するインプットを受け取ることに関心がある。さらに、IASB は、本提案の文言が明確かどうかや、IASB が行った決定を反映しているかどうかに関する意見も歓迎する。

当審議会は、**2013 年 10 月 25 日**までに文書で受け取ったすべてのコメントを検討する。コメントの検討にあたり、IASB が結論の基礎とするのは主張の利点であり、受け取るコメントの件数ではない。

### **契約上のサービス・マージンの調整（第 30 項から第 31 項、B68 項、BC26 項から BC41 項及び IE9 項から IE11 項）**

第 30 項から第 31 項では、契約上のサービス・マージンを、将来のカバー及び他の将来のサービスに係る将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額について調整すべきであると提案している（契約上のサービス・マージンが負の値にならない場合）。この提案は、2010 年公開草案での IASB の結論を改訂したもので、2010 年公開草案では、将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りのすべての変更は直ちに純損益に認識すべきであると述べていた。

#### **質問 1——契約上のサービス・マージンの調整**

次のようにすれば、財務諸表が企業の財政状態及び財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、契約上のサービス・マージンに加算又は減算する（契約上のサービス・マージンが負の値とならないことを条件とする）。
- (b) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、直ちに純損益に認識する。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

### **企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約（第 33 項から第 34 項、第 66 項、B83 項から B87 項、BC42 項から BC71 項及び IE23 項から IE25 項）**

第 33 項から第 34 項及び第 66 項では、測定及び表示の例外を提案している。これが適用されるのは、契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、保険契約者への支払と当該基礎となる項目に対するリターンとの間の連動を定めている場合である。

2010 年公開草案では、こうしたキャッシュ・フローに異なる会計処理を提案していなかった。

## 質問 2—企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約

契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、保険契約者への支払と当該基礎となる項目に対するリターンとの間の連動を定めている場合において、企業が次のことを行えば、財務諸表が企業の財政状態及び財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローを、基礎となる項目の帳簿価額を参照して測定する。
- (b) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フロー（例えば契約で定められた固定支払、保険契約に組み込まれたオプションのうち分離されていないもの、契約に組み込まれていて分離されていない最低支払額の保証）を、本基準 [案] の他の要求事項に従って測定する（すなわち、起こり得る結果の範囲全体の期待値を用いて保険契約を測定し、リスク及び貨幣の時間価値を考慮に入れる）。
- (c) 履行キャッシュ・フローの変動を次のようにして認識する。
  - (i) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動を、当該基礎となる項目の価値の変動の認識と同じ基礎により純損益又はその他の包括利益に認識する。
  - (ii) 基礎となる項目に対するリターンに間接的に対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動を、純損益に認識する。
  - (iii) 基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フロー（他の要因（例えば、死亡率）に対応して変動すると予想されるもの及び固定であるもの（例えば、定額の死亡給付金）を含む）の変動を、本基準 [案] の一般的な要求事項に従って純損益及びその他の包括利益に認識する。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

## 保険契約収益及び費用の表示（第 56 項から第 59 項、B88 項から B91 項、BC73 項から BC116 項及び IE12 項から IE18 項）

BC73 項から BC76 項では、純損益に表示する業績の総額での測定値は、一般に理解されている収益及び費用の測定と整合的なものとすべきであるという IASB の見解を記述している。したがって、第 56 項から第 59 項では、保険契約から生じた約束したサービスの移転を描写する保険契約収益を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で表示しなければならないと提案している。同様に、第 58 項では、企業は、純損益及びその他の包括利益計算書に表示する保険契約収益及び発生保険金から、投資要素を除外すべきであると提案している。投資要素は、たとえ保険事故が発生しない場合であっても企業が保険契約者に返済することを保険契約が要求している金額として定義されている。

この提案は、企業は、保険料配分アプローチの適用を要求される場合を除いて要約マージン表示を使用するとしていた 2010 年公開草案での提案を改訂するものである。2010 年公開草案で提案していた要約マージン・アプローチは、純損益において、保険契約負債の各構成要素の変動に関する情報を表示するものであった。実質的に、要約マージン・アプローチは、収益及び費用を純損益に表示しないことにより、すべての保険料を預り金として、すべての保険金及び給付金の支

払を預り金の返還として扱うものであった。

### 質問 3—保険契約収益及び費用の表示

すべての保険契約について、企業が、純損益において、保険契約の構成要素の変動に関する情報ではなく、保険契約収益及び費用を表示するならば、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

### 純損益における金利費用（第 60 項から第 68 項及び BC117 項から BC159 項）

第 60 項、第 64 項及び第 66 項では、企業は次のものを認識すべきであると提案している。

- (a) 純損益に、償却原価ベースで算定した金利費用
- (b) その他の包括利益に、金利費用の算定に使用した割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額と、現在の割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額との間の差額

これらの提案は、引受業績の影響を、時とともに巻き戻される割引率の変更の影響と区分することを意図している。

これらの提案は、割引率の変更の影響を常に純損益に表示すべきであるとしていた 2010 年公開草案での結論を改訂している。

### 質問 4—純損益における金利費用

下記のようにして、引受業績の影響を割引率の変更の影響と区分することを企業に要求すれば、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 純損益において、契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて算定した金利費用を認識する。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合には、企業は当該割引率を更新しなければならない。
- (b) 下記の両者の差額を、その他の包括利益に認識する。
  - (i) 報告日現在で適用した割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額
  - (ii) 契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合には、企業は当該割引率を更新しなければならない。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

### 発効日及び経過措置（C1 項から C13 項、BC160 項から BC191 項及び IE26 項から IE29 項）

C1 項から C13 項では、実務上可能な場合には、企業は本基準 [案] を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用すべきであると提案している。それが実務上

可能でない場合には、C5 項から C6 項では修正遡及アプローチを提案している。これは、客観的な情報の使用を最大限にしつつ経過措置を単純化したものである。これらの提案は、2010 年公開草案での提案（表示する最も古い期間の期首現在で有効な契約について契約上のサービス・マージンを企業は認識すべきでないとしていた）を改訂したものである。これらの提案は、移行日現在で存在する契約と移行日後に引き受ける契約との比較可能性を増大させる。しかし、契約上のサービス・マージンの見積りが検証可能ではない場合がある。

#### 質問 5——発効日及び経過措置

経過措置について提案しているアプローチは、比較可能性と検証可能性を適切にバランスさせているものであることに同意するか。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

### 保険契約に関する基準により生じる可能性の高い影響

本公開草案での提案は、2010 年公開草案に対して寄せられたコメントについての IASB の検討から生まれたものである。IASB の考えでは、改訂後の提案により、2010 年公開草案での提案及び IFRS 第 4 号と比較して、保険契約を発行する企業の財務諸表において保険契約に関するより忠実な表現及び目的適合性と適時性のより高い情報がもたらされる。これらの提案を開発する際に、IASB は、それらの便益を、作成者にとっての運用上の複雑性の増大のコストや、作成される複雑性のより高い情報を財務諸表利用者が理解するためのコストの増大とバランスさせることを図ってきた。

それらのコストは、適用開始時と継続ベースの両方で発生するものであり、結論の根拠の下記のセクションに記述している。

- (a) 契約上のサービス・マージンの調整（BC35 項参照）
- (b) 企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約（BC56 項から BC62 項参照）
- (c) 保険契約収益及び費用の表示（BC99 項から BC100 項参照）
- (d) 純損益における金利費用（BC127 項から BC132 項参照）
- (e) 発効日及び経過措置（BC164 項から BC173 項参照）
- (f) 保険契約に関する基準により生じる可能性の高い影響（付録 B：影響分析を参照）

IASB は、2010 年公開草案に対するコメントへの対応が、これらの提案の適用のコストを提供される情報の便益とどのようにバランスさせているのかに関するフィードバックを受け取ることに特に関心がある。

#### 質問 6——保険契約に関する基準により生じる可能性の高い影響

本基準案を全体として考えた場合、提案されている要求事項を遵守するコストが、情報により提供される便益で正当化されると考えるか。当該コスト及び便益は、質問 1 から 5 における提案によりどのように影響を受けるか。当該コスト及び便益は、コメント提出者が提案する代替的アプローチや 2010 年公開草案での提案と比較してどうか。

本基準案全体として生じる可能性の高い影響を以下の点について記述されたい。

- (a) 財務諸表における保険契約の影響の透明性及び保険契約を発行する異なる企業間での比較可能性
- (b) 作成者にとっての遵守コスト及び作成される情報を財務諸表利用者が理解するためのコスト（適用開始時と継続ベースの両方で）

## 文言の明瞭性

IASB は、本提案の文言が明瞭かどうか及び IASB が行った決定を反映しているかどうかに関する意見を歓迎する。要求事項案が明瞭でない場合には、IASB は、要求事項案の文言をどのように明確化すべきかに関する提案を求める。

### 質問 7——文言の明瞭性

本提案は明瞭に表現され、IASB が行った決定を反映していることに同意するか。

同意しない場合、明瞭でない提案について記述されたい。どのように明確化すればよいか。

## 〔案〕 国際財務報告基準第 X 号「保険契約」

### 目 的

- 
- 1 本基準〔案〕は、企業が、保険契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を自らの財務諸表の利用者に報告するために適用すべき原則を定めるものである。

### 目的の達成

- 2 第 1 項の目的を達成するため、本基準〔案〕は企業に次のことを要求している。
- (a) 発行する保険契約を、すべての利用可能な情報を観察可能な市場情報と整合的な方法で織り込んだ現在価額アプローチを用いて測定する。
  - (b) 保険契約収益を、保険契約から生じた約束したサービスの移転を描写するように、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で表示し、費用を企業に発生した時点で表示する。

### 範 囲

- 
- 3 企業は本基準〔案〕を以下のものに適用しなければならない。
- (a) 発行する保険契約（再保険契約を含む）
  - (b) 保有する再保険契約
  - (c) 発行する裁量権のある有配当性を有する投資契約（企業が保険契約も発行する場合）
- 4 本基準〔案〕における保険契約へのすべての言及は、以下のものにも適用される。
- (a) 保有している再保険契約（第 41 項から第 42 項に述べる場合を除く）
  - (b) 裁量権のある有配当性を有する投資契約（第 47 項から第 48 項に述べる場合を除く）
- 5 付録 A では保険契約を定義しており、付録 B では保険契約の定義に関するガイダンスを示している（B2 項から B30 項参照）。
- 6 本基準〔案〕は、保険契約を発行する企業による会計処理の他の局面は扱っていない。例えば、金融資産及び金融負債の会計処理などである。ただし、C11 項から C12 項に示した、金融資産の再指定に関する経過措置を除く。
- 7 企業は本基準〔案〕を以下のものに適用してはならない。
- (a) 製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証（IFRS 第 X 号〔案〕「顧客との契約から生じる収益」及び IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」参照）<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> IASB の 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」は IAS 第 18 号「収益」を置き換えることになる。IFRS 第 X 号〔案〕「顧客との契約から生じる収益」は 2013 年に最終確定の予定である。IASB は、本提案における要求事項を、IFRS 第 X 号〔案〕「顧客との契約から生じる収益」を最終確定する際に、適宜、それと整合させるように更新する予定である。

- (b) 従業員給付制度から生じる事業主の資産及び負債（IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRS 第 2 号「株式報酬」参照）並びに確定給付退職制度が報告する退職給付債務（IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」参照）
- (c) 契約上の権利又は契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用又は使用权を条件とするもの（例えば、一部のライセンス料、ロイヤルティ、変動リース料及び類似の項目。IAS 第 17 号「リース」、IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」及び IAS 第 38 号「無形資産」参照）
- (d) 製造業者、販売業者又は小売業者が提供する残価保証、及びファイナンス・リースに組み込まれた借手の残価保証（IAS 第 17 号及び IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」参照）
- (e) 固定料金のサービス契約のうち、サービスの提供を主要な目的としており、以下の条件のすべてを満たすもの
  - (i) 企業が個々の顧客に関連したリスクの評価を当該顧客との契約の価格の設定に反映していないこと
  - (ii) 当該契約が顧客への補償を現金支払ではなくサービスの提供により行うこと
  - (iii) 契約により移転される保険リスクが主として顧客によるサービスの利用から生じること

企業は IFRS 第 X 号 [案]「顧客との契約から生じる収益」をこうした契約に適用しなければならない。
- (f) 金融保証契約。ただし、発行者が過去においてこうした契約を保険契約とみなすことを明言して、保険契約に適用される会計処理を使用している場合は除く。その場合には、発行者は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」、又は本基準 [案] のいずれかをこうした金融保証契約に適用することを選択できる。発行者は、この選択を契約ごとに行うことができるが、それぞれの契約についての選択は取消不能である。
- (g) 企業結合で支払うか又は受け取る条件付対価（IFRS 第 3 号「企業結合」参照）
- (h) 企業が保険契約者である保険契約。ただし、当該契約が再保険契約である場合を除く（第 3 項(b)参照）。

## 保険契約の結合

- 8 企業は、同時又はほぼ同時に同一の保険契約者（又は関連のある保険契約者）と締結した複数の保険契約を結合しなければならない。また、以下の要件のいずれかに該当する場合には、それらの契約を単一の保険契約として会計処理しなければならない。
- (a) 当該保険契約が単一の商業目的のためにパッケージとして交渉されている。
  - (b) 1 つの保険契約に対して支払われる対価の金額が、他の保険契約の対価又は業績に応じて決まる。
  - (c) 保険契約が保険契約者に与えるカバーが同一の保険リスクに関連している。

## 保険契約からの構成要素の分離（B31 項から B35 項）

9 保険契約は、別個の契約であったならば他の基準の範囲に含まれる 1 つ又は複数の構成要素を含んでいる場合がある。例えば、保険契約が投資要素又はサービス要素（あるいはその両方）を含んでいる場合がある。こうした契約は、一部が本基準 [案] の範囲に含まれ、一部が他の基準の範囲に含まれる場合がある。企業は、契約の構成要素を識別して会計処理するために、第 10 項から第 11 項を適用しなければならない。

10 企業は、次のようにしなければならない。

- (a) 組込デリバティブが、下記の要件の両方に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、組込デリバティブを主契約から分離し、IFRS 第 9 号に従って会計処理する。
  - (i) 組込デリバティブの経済的特性及びリスクが主契約の経済的特性及びリスクに密接に関連していないこと（IFRS 第 9 号の B4.3.5 項及び B4.3.8 項参照）
  - (ii) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品であったならば、デリバティブの定義に該当し、IFRS 第 9 号の範囲に含まれること（例えば、デリバティブ自体が保険契約ではない）。

企業は、組込デリバティブを IFRS 第 9 号に従って当初測定される単独の金融商品として発行されたものであるかのように測定しなければならない。残りのキャッシュ・フローを保険契約の他の構成要素に帰属させなければならない。

- (b) 投資要素が区別できる場合（B31 項から B32 項参照）には、投資要素を主保険契約から分離して、IFRS 第 9 号に従って会計処理する。企業は、区別できる投資要素を、IFRS 第 9 号に従って当初測定される単独の金融商品として発行されたものであるかのように測定しなければならない。残りのキャッシュ・フローを保険契約の他の構成要素に帰属させなければならない。
- (c) 主保険契約から、財又はサービスを提供する履行義務（IFRS 第 X 号 [案] 「顧客との契約から生じる収益」で定義）を分離する（B33 項から B35 項参照）。企業は、財及びサービスを提供する履行義務が区別できる場合には、財又はサービスを提供する区別できる履行義務を第 11 項及び他の適用可能な基準に従って会計処理しなければならない。
- (d) 保険契約の残りの構成要素に本基準 [案] を適用する。本基準 [案] 全体を通じて、他の基準の範囲に含まれる構成要素を(a)から(c)に従って分離した後に残る保険契約の構成要素は、保険契約とみなされる。

11 第 10 項を適用して、組込デリバティブ及び区別できる投資要素に係るキャッシュ・フローを分離した後に、企業は、当初認識時に、次のようにしなければならない。

- (a) 残りのキャッシュ・インフローを、保険要素と財又はサービスを提供する区別できる履行義務とに、IFRS 第 X 号 [案] 「顧客との契約から生じる収益」に従って帰属させる。
- (b) 残りのキャッシュ・アウトフローの帰属を、保険要素と財又はサービスを提供する区別できる履行義務とに、次のように帰属させる方法で行う。
  - (i) 各構成要素に直接関連するキャッシュ・アウトフローを当該構成要素に

- (ii) 残りのキャッシュ・アウトフローを、合理的で首尾一貫した基礎により、当該構成要素が独立の契約として発行されたものであったならば企業に発生すると見込まれるコストを反映して

## 認 識

- 12 企業は、次のうち最も早い日から、自身が発行する保険契約を認識しなければならない。
- (a) カバー期間の開始時
- (b) 保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日
- (c) 該当がある場合、当該契約が属することとなる保険契約ポートフォリオが不利となった日
- 13 企業は、カバー期間前のキャッシュ・フローを、発生時に、それらが関連する契約を含むこととなるポートフォリオの一部として認識しなければならない。
- 14 契約上の支払期限がない場合には、保険契約者からの最初の支払は、受取時に支払期限が到来しているものとみなす。
- 15 企業が契約が不利であるかどうかを評価する必要があるのは、当該契約を含むこととなる契約ポートフォリオが不利となっていることが事実及び状況により示されている場合である。保険契約ポートフォリオが不利であるのは、企業が契約条件に拘束された後に、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローとの合計額がゼロよりも大きい場合である。この合計額がゼロを超える金額は、純損益に費用として認識しなければならない。
- 16 企業は、契約の境界線に入らないと予想される保険料に関する金額を、負債又は資産として認識してはならない（第 22 項(e)及び B67 項参照）。このような金額は、将来の保険契約に関するものである。

## 測 定（B36 項から B87 項）

- 17 企業は、本基準 [案] の範囲に含まれるすべての契約に第 18 項から第 32 項を適用しなければならない。ただし、以下の例外がある。
- (a) 契約により企業が基礎となる項目を保有することを要求され、当該契約が保険契約者に対する支払と当該基礎となる項目に対するリターンとの間の連動を定めている保険契約（第 33 項参照）について、企業は第 34 項を適用して、第 18 項から第 32 項で要求している履行キャッシュ・フローの測定を修正しなければならない。
- (b) 第 35 項の適格要件を満たす保険契約について、企業は、第 38 項から第 40 項の保険料配分アプローチを用いて、残存カバーに係る負債の測定を単純化することができる。
- (c) 保有している再保険契約について、企業は、第 18 項から第 32 項を第 41 項から第 42 項に従って適用しなければならない。
- (d) ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約について、企業は、第 18 項か

ら第 32 項を第 43 項から第 46 項に従って適用しなければならない。

- (e) 裁量権のある有配当性を有する投資契約について、企業は、第 18 項から第 32 項を第 47 項から第 48 項に従って適用しなければならない。

### 保険契約の当初認識時の測定 (B36 項から B67 項及び B69 項から B82 項)

- 18 企業は、当初に、保険契約を次の合計額で測定しなければならない。
- (a) 履行キャッシュ・フローの金額 (第 19 項から第 27 項、B36 項から B67 項及び B69 項から B82 項に従って測定)
- (b) 契約上のサービス・マージン (第 28 項に従って測定)
- 19 これによる測定は、2 つの要素で構成されるものとみなすことができる。
- (a) 残存カバーに係る負債 (企業が残りのカバー期間中に保険契約者にカバーを提供する義務を測定する)
- (b) 発生保険金に係る負債 (すでに発生している保険事故に係る保険金請求を企業が調査して支払う義務を測定する)。発生しているが保険金請求がまだ報告されていない保険事故に係る発生保険金が含まれる。
- 20 IAS 第 21 号「外国為替レートの変動の影響」を外貨でのキャッシュ・フローを生じる保険契約に適用する際に、企業は、当該契約 (契約上のサービス・マージンを含む) を貨幣性項目として扱わなければならない。
- 21 履行キャッシュ・フローは、保険契約を発行する企業による不履行リスクを反映してはならない (不履行リスクは IFRS 第 13 号「公正価値測定」で定義されている)。

### 将来キャッシュ・フロー (B39 項から B67 項)

- 22 履行キャッシュ・フローの算定に用いるキャッシュ・フローの見積りは、契約ポートフォリオの履行に直接関連するすべてのキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを含めなければならない。それらの見積りは、次のようなものでなければならない。
- (a) 明示的である (すなわち、企業は、当該キャッシュ・フローの見積りを、将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率の見積りや、当該将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響についてキャッシュ・フローを調整するリスク調整とは別個に行わなければならない)。
- (b) 関連性のある市場変数の見積りが当該変数についての観察可能な市場価格と矛盾しない場合には、企業の視点を反映する (B43 項から B53 項参照)。
- (c) 企業が当該ポートフォリオの中の保険契約を履行するにつれて生じると見込まれるすべてのキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの金額、時期及び不確実性に関するすべての利用可能な情報を、偏りのない方法で織り込む (B54 項参照)。
- (d) 現在のものである (すなわち、当該見積りは、測定日現在で利用可能な情報のすべてを反映しなければならない) (B55 項から B61 項参照)。

**(e) 当該ポートフォリオの中の各契約の境界線内のキャッシュ・フローを含める（第 23 項から第 24 項及び B62 項から B67 項参照）。**

- 23 キャッシュ・フローが保険契約の境界線内にある場合とは、企業が保険契約者に保険料の支払を強制できる場合又は保険契約者にカバー若しくは他のサービスを提供する実質的な義務を有している場合である。カバー又は他のサービスを提供する実質的な義務は、次のいずれかの場合に終了する。
- (a) 企業が特定の保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力を有していて、その結果、当該リスクを完全に反映する価格又は給付水準を設定できる。
  - (b) 次の要件の両方が満たされている。
    - (i) 企業が当該契約を含んだ保険契約ポートフォリオのリスクを再評価する権利又は実務上の能力を有していて、その結果、当該ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格又は給付水準を設定できる。
    - (ii) リスクの再評価を行う日までのカバーに対する保険料の価格付けが、将来の期間に係るリスクを考慮に入れていない。
- 24 企業は、保険契約者が保有する実質的な権利のすべて（契約、法律又は規制のいずれから生じるものであれ）を考慮することにより、保険契約の境界線を決定しなければならない。しかし、企業は、商業実態のない（すなわち、契約の経済実態に対する識別可能な影響がない）制約は無視しなければならない。

**貨幣の時間価値（B69 項から B75 項）**

- 25 企業は、将来キャッシュ・フローの見積りを、当該キャッシュ・フローの特性を反映した割引率を用いて、貨幣の時間価値について調整することにより、履行キャッシュ・フローを算定しなければならない。こうした率は、次のようなものでなければならない。
- (a) 当該保険契約と特性が一致するキャッシュ・フロー（例えば、時期、通貨及び流動性の点で）を有する金融商品の観察可能な現在の市場価格と整合的である。
  - (b) 観察可能な市場価格に影響を与えるが当該保険契約のキャッシュ・フローには関連性のない要因の影響を除外する。
- 26 割引率の見積りは、重複や漏れを防ぐため、保険契約の測定に使用される他の見積りと整合的でなければならない。例えば、
- (a) 保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期又は不確実性が、基礎となる項目に対するリターンに完全に又は部分的に依存している範囲で、負債の特性はその依存を反映している。したがって、当該キャッシュ・フローの測定に用いる割引率は、当該依存の程度を反映しなければならない。
  - (b) 名目キャッシュ・フロー（すなわち、インフレーションの影響を含むもの）は、インフレーションの影響を含めた率で割り引かなければならない。
  - (c) 実質のキャッシュ・フロー（すなわち、インフレーションの影響を除外したもの）は、インフレーションの影響を除外した率で割り引かなければならない。

**リスク調整（B76 項から B82 項）**

- 27 履行キャッシュ・フローを算定する際に、企業は、使用するキャッシュ・フローの期待

現在価値にリスク調整を適用しなければならない。

### 契約上のサービス・マージン

28 当該契約を含む保険契約ポートフォリオが当初認識時において不利である場合を除いて、企業は、当初認識時に第 18 項(b)に従って認識した契約上のサービス・マージンを、下記の合計額と同額かつ反対方向の金額で測定しなければならない。

(a) 当初認識時における当該保険契約に係る履行キャッシュ・フローの金額

(b) カバー期間前のキャッシュ・フロー

### 事後測定

29 第 35 項から第 40 項が適用される場合を除き、各報告期間の末日における保険契約の帳簿価額は、次の合計額でなければならない。

(a) その日現在の履行キャッシュ・フロー（第 19 項から第 27 項、B36 項から B67 項及び B69 項から B82 項に従って測定）

(b) その日現在の契約上のサービス・マージンの残額

30 報告期間の末日現在における契約上のサービス・マージンの残額は、当報告期間の開始時の帳簿価額に以下の項目を加減したものである。

(a) 加算：貨幣の時間価値を反映するために当報告期間中に契約上のサービス・マージンの帳簿価額に対して発生計上した利息（発生計上する利息は、当該契約の当初認識時に適用された第 25 項に定める割引率を用いて計算する）

(b) 減算：当期に提供されたサービスについて第 32 項に従って認識した金額

(c) 加算：将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の有利な差異（当該将来キャッシュ・フローが将来のカバー及び他の将来のサービスに関するものである場合）（B68 項参照）

(d) 減算：将来キャッシュ・フローの不利な変動

(i) 当該変動が、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差異から生じている場合で、かつ、

(ii) 契約上のサービス・マージンが不利な変動を吸収するのに十分である範囲で。契約上のサービス・マージンは負の値となってはならない。

31 企業は、将来キャッシュ・フローの変動のうち、第 30 項に従って、契約上のサービス・マージンを調整しない金額を、純損益に認識しなければならない（B68 項参照）。

32 企業は、残存する契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたり純損益に認識しなければならない。これは、契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で行う。

企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約（B83 項から B87 項）

- 33 企業は、契約が下記に該当する場合には、第 34 項を適用しなければならない。
- (a) 企業に基礎となる項目（特定の資産及び負債、基礎となる保険契約のプール、又は契約で定めている基礎となる項目が企業全体の資産及び負債である場合など）の保有を要求しており、
  - (b) 保険契約者に対する支払と当該基礎となる項目に対するリターンとの連動を定めている。

企業は、契約が基礎となる項目に対するリターンとの連動を定めているのかどうかを、当該契約の実質的な条件のすべて（契約、法律又は規制のいずれから生じたものであれ）を考慮することにより判定しなければならない。

- 34 第 33 項が適用される場合には、企業は、当初認識時及びその後において、次のようにしなければならない。
- (a) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローを、基礎となる項目の帳簿価額を参照して測定する（これは、第 18 項から第 27 項を適用しないことを意味する）。
  - (b) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フローを、第 18 項から第 27 項に従って測定する。こうしたキャッシュ・フローには、契約で定められた固定支払、保険契約に組み込まれたオプションのうち分離されていないもの、契約に組み込まれていて第 10 項に従って分離されていない最低支払額の保証が含まれる。

#### 残存カバーに係る負債の測定についての単純化したアプローチ

- 35 企業は、下記のいずれかの場合には、第 38 項から第 40 項に示す保険料配分アプローチを用いて、残存カバーに係る負債の測定を単純化することができる。
- (a) そうすることにより、第 18 項から第 32 項の要求事項を適用した場合にもたらされる測定の合理的な近似となる測定がもたらされる場合
  - (b) 当初認識時における当該保険契約のカバー期間（第 23 項から第 24 項に従って決定される契約の境界線内のすべての保険料から生じるカバーを含む）が 1 年以内である場合
- 36 企業が第 38 項から第 40 項に従って残存カバーに係る負債の測定を単純化する場合に、当初認識時又はその後において、当該契約を含んだ保険契約ポートフォリオが不利であることが事実及び状況により示されている場合には、不利な契約負債を認識しなければならない。
- 37 保険金請求発生前の期間中における当該契約の履行に要する履行キャッシュ・フローの重要な変動可能性を、契約開始時に企業が予想している場合には、第 38 項から第 40 項の保険料配分アプローチの適用は、第 18 項から第 32 項の要求事項によりもたらされる測定の合理的な近似をもたらすことはできない。履行キャッシュ・フローの変動可能性は、下記のものに従って増大する。
- (a) 当該契約に組み込まれたオプション又は他のデリバティブ（第 10 項(a)に従って組込デリバティブを分離した後に残るもの）に係る将来キャッシュ・フローの程度
  - (b) 当該契約のカバー期間の長さ

- 38 第 35 項の要件のいずれかに該当する場合には、企業は残存カバーに係る負債を次のように測定することができる。
- (a) 当初認識時において、残存カバーに係る負債の帳簿価額は次のようになる。
- (i) 当初認識時に受け取った保険料（もしあれば）
  - (ii) 減算：新契約費に関連する支払（第 39 項(a)が適用される場合を除く）
  - (iii) 加算（又は減算）：カバー期間前のキャッシュ・フロー
  - (iv) 加算：第 36 項に従って認識し、第 39 項(c)に従って測定した不利な契約負債
- (b) その後の各報告期間の末日において、残存カバーに係る負債の帳簿価額は、従前の帳簿価額に以下の項目を加減した金額となる。
- (i) 加算：当期に受け取った保険料
  - (ii) 減算：当期に提供したカバーに対する保険契約収益として認識した金額（B91 項参照）
  - (iii) 加算：第 36 項に従って当期に認識し、第 39 項(c)に従って測定した不利な契約負債
  - (iv) 加算（又は減算）：過去の期間に認識した不利な契約負債に関する見積りの変更の影響（第 39 項(c)に従って測定）
  - (v) 加算：第 40 項に従って貨幣の時間価値を反映するための調整
- 39 企業が第 38 項に示したアプローチを用いて残存カバーに係る負債の測定を単純化する場合には、
- (a) 当初認識時におけるカバー期間が 1 年以内であれば、直課可能な新契約費を発生時に費用として認識することを選択できる。
  - (b) 当該契約についての発生保険金に係る負債を、第 19 項から第 27 項、B36 項から B67 項及び B69 項から B82 項に従って、発生保険金に関連する履行キャッシュ・フローで測定しなければならない。ただし、将来キャッシュ・フローの支払又は受取が 1 年以内に見込まれる場合には、企業は、将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する必要はない。
  - (c) 第 36 項に従って認識される不利な契約負債を、残存カバーに係る負債の帳簿価額と履行キャッシュ・フローとの差額として測定しなければならない。ただし、(b)に従って、発生保険金に係る負債に関連する将来キャッシュ・フローに貨幣の時間価値を反映させる調整を企業が行わない場合には、不利な契約負債を、当該将来キャッシュ・フローに貨幣の時間価値を反映させる調整はせずに測定しなければならない。
- 40 契約にとって重要な財務要素が含まれている場合には、企業は、残存カバーに係る負債を、第 25 項に定めた割引率（当初認識時に算定）を用いて、貨幣の時間価値を反映するように調整しなければならない。ただし、契約開始時において、企業がカバーの各部分を提供する時点とカバーの当該部分に係る保険料の支払期日との間の間隔が 1 年以内であると企業が予想している場合には、企業は、残存カバーに係る負債を貨幣の時間価値を反映するために調整する必要はない。

## 保有している再保険契約

- 41 再保険契約を保有する企業は、基礎となる契約から生じた正当な保険金請求に対する支払を行う場合には、保険料を受け取って保険契約者に正当な保険金請求に対する支払を行う代わりに、保険料を支払い、補填を受け取る。したがって、本基準 [案] の要求事項の一部が、その事実を反映するために、次のように修正される。
- (a) 第 12 項の認識の要求事項を修正して、企業が保有している再保険契約を下記の時点で認識しなければならないようにする。
- (i) 再保険契約が、基礎となる契約のポートフォリオの損失総額についてのカバーを提供している場合には、カバー期間の開始時から。
  - (ii) 他のすべての場合には、基礎となる契約を認識した時点で。
- (b) 保有している再保険契約に係る履行キャッシュ・フローを見積るために第 19 項から第 27 項の測定 of 要求事項を適用する際に、企業は、基礎となる保険契約に係る履行キャッシュ・フローの対応する部分の測定に用いる仮定と整合的な仮定を使用しなければならない。さらに、企業は、期待現在価値ベースで、次のようにしなければならない。
- (i) 基礎となる契約の保険金請求の発生を条件とするキャッシュ・フロー（出再手数料を含む）を、再保険契約により補填が見込まれる保険金の一部として扱う。
  - (ii) 受け取ると見込まれる出再手数料のうち、基礎となる契約の保険金請求の発生を条件としないものは、再保険者に支払うべき保険料の減額として扱う。
  - (iii) 第 21 項の要求事項を、履行キャッシュ・フローが再保険契約の発行者の不履行リスク（担保及び係争による損失の影響を含む）を反映するように適用する。
  - (iv) 第 27 項で要求しているリスク調整を、再保険契約の保有者が移転しようとしているリスクを表すように算定する。
- (c) 当初認識時の契約上のサービス・マージンの算定に関する第 28 項の要求事項を、当初認識時に次のとおり修正する。
- (i) 企業は、再保険契約の購入に係る正味のコスト又は正味の利得を、契約上のサービス・マージンとして認識しなければならない。その測定は、再保険契約に係る履行キャッシュ・フローの金額とカバー期間前のキャッシュ・フローとの合計額に等しい金額で行う。
  - (ii) ただし、再保険カバーの購入の正味コストが再保険契約の購入前に発生した事象に関するものである場合を除く。その場合には、企業はそうしたコストを直ちに純損益に費用として認識しなければならない。
- (d) 契約上のサービス・マージンの事後測定に関する第 30 項から第 31 項の要求事項を、企業が、報告期間の末日現在における契約上のサービス・マージンの残額を、報告期間の期首に算定した帳簿価額に下記の項目を加減した金額で測定しなければならないものとするように修正する。
- (i) 加算：貨幣の時間価値を反映するために契約上のサービス・マージンの帳簿価額に対して発生計上した利息（発生計上する利息は、当該契約の当初認識時に適用された第 25 項に定める割引率を用いて計算する）

- (ii) 減算：当期に受けたサービスに関して認識した金額
- (iii) 加算（又は減算）：将来キャッシュ・フローの有利（又は不利）な変動（当該変動が、将来のカバー及び他の将来のサービスに関する将来キャッシュ・フローの現在の見積りと従前の見積りとの間の差異から生じたものである場合）。再保険者の予想信用損失の変動から生じるキャッシュ・フローの期待現在価値の変動は、将来のカバーにも他の将来のサービスにも関連するものではなく、直ちに純損益に認識しなければならない。

- 42 本基準 [案] の他の要求事項は、保有している再保険契約に適用される。例えば、
- (a) 再保険契約により生じる資産は、残存するリスク・カバーに関連する回収額の期待値と発生保険金に関連する回収額の期待値の両方で構成されているものとみなすことができる。企業は、次のいずれかの場合には、残存カバーに関連する回収額の期待値の測定を、第 38 項から第 40 項に示したアプローチを用いて単純化することができる。
    - (i) そうすることにより、第 41 項の要求事項を適用した場合にもたらされる測定の合理的な近似となる測定がもたらされる場合
    - (ii) 再保険契約のカバー期間が 1 年以内である場合
  - (b) 開示の要求事項は再保険契約に適用される。

### ポートフォリオ移転及び企業結合

- 43 ポートフォリオ移転又は企業結合の日は、ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約及び再保険契約の認識の日とみなされる。
- 44 企業は、ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した契約に係る受取対価又は支払対価を、カバー期間前のキャッシュ・フローとして扱わなければならない。当該契約に係る受取対価又は支払対価は、同じ取引で取得した他の資産及び負債に係る受取対価又は支払対価を除外する。企業結合においては、受取対価又は支払対価は同日現在での契約の公正価値である。当該公正価値は、企業結合に対する対価の合計額のうち引き受けた負債に関する部分を反映する。
- 45 企業結合で取得した契約の当初測定は、IFRS 第 3 号に従ってのれん又は割安購入益を算定する際に使用しなければならない。
- 46 本基準 [案] の他の要求事項は、発行した保険契約又は保有している再保険契約のうち、ポートフォリオ移転又は企業結合で取得したものに適用される。

### 裁量権のある有配当性を有する投資契約

- 47 裁量権のある有配当性を有する投資契約は、重要な保険リスクを移転しないので、カバー期間を定めていない。このため、本基準 [案] における要求事項の一部が、カバー期間をどのように解釈すべきなのかを説明するために、次のように修正される。
- (a) カバー期間の開始時（第 12 項参照）は、企業が契約の当事者になる時点となるように修正される。したがって、企業は、裁量権のある有配当性を有する投資契約を、現在又は将来の日に現金を引き渡す契約上の義務を最初に有することとなった時点で認識しなければならない。

- (b) 契約の境界線の決定（第 23 項参照）は、企業が現在又は将来の日に現金を引渡す実質的な義務を有している場合には、キャッシュ・フローが契約の境界線内にあるように修正される。これは、提供される給付を完全に反映する価格を設定する権利又は実務上の能力を企業が有する場合には、終了する。
- (c) カバー期間（第 32 項参照）は、企業が当該契約に基づいて資産管理又は他のサービスを提供することを要求される期間となるように修正される。企業は、契約上のサービス・マージンを、契約期間にわたり、当該契約に基づく資産管理サービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、認識しなければならない。

48 裁量権のある有配当性を有する投資契約は重要な保険リスクを移転しないが、本基準 [案] の他の要求事項は当該契約に適用される。

## 保険契約の条件変更及び認識の中止

---

### 保険契約の条件変更

49 契約の条件変更は、契約の当事者が契約条件の変更合意した時に発生する。企業は次のようにしなければならない。

- (a) 下記の条件のいずれかを満たす場合には、当初の保険契約の認識の中止を行い、条件変更後の契約を、本基準又は他の適用可能な基準に従って新たな契約として認識する。
  - (i) 条件変更後の契約が、契約開始時に変更後の条件で締結されていたとしたならば、第 3 項から第 7 項に従って本基準 [案] の範囲から除外されていた場合
  - (ii) 企業が当初の契約に第 38 項から第 40 項の保険料配分アプローチを適用していたが、条件変更後の契約が、第 35 項又は第 42 項(a)における当該アプローチの適格要件をもはや満たさない場合
  - (iii) 条件変更後の契約が、契約開始時に変更後の条件で締結されていたとした場合には、当初認識時に含まれていたポートフォリオとは異なるポートフォリオに含まれることとなっていた場合

新たな契約に対する対価は、企業が契約条件変更日において同等の条件で契約を締結していたとした場合に保険契約者に課していたであろう保険料とみなされる。

- (b) (a)の条件に該当しない条件変更を、次のように会計処理する。
  - (i) 契約の条件変更により生じる追加的な給付を提供する義務を、新たな契約として認識する。企業は、新たな契約に係る契約上のサービス・マージンを、当該条件変更に対して課された追加的な保険料を参照して算定しなければならない。
  - (ii) 契約の条件変更により生じる給付の削減を、第 50 項に従って、契約のうち給付の削減に関連する部分の認識の中止を行うことにより、会計処理する。
  - (iii) 給付水準の変動を伴わないキャッシュ・フローの変動に、履行キャッシュ・フローの見積りの変更として、第 30 項から第 31 項を適用する。

## 保険契約の認識の中止

- 50 第 49 項(a)が適用される場合を除いて、企業が財政状態計算書から保険契約（又はその一部）の認識の中止を行わなければならないのは、保険契約が消滅した（すなわち、保険契約に定められた義務が、免除、解約又は期間満了となった）時であり、かつ、その時のみである。その時点では、企業はもはやリスクに晒されていないので、もはや保険契約を充足するために経済的資源の移転を要求されることはない。
- 51 企業が再保険を購入する際には、基礎となる保険契約が消滅する場合に、かつ、その場合にのみ、基礎となる保険契約の認識の中止を行わなければならない。

## 条件変更又は認識の中止に係る利得及び損失

- 52 再保険契約の発行者又は保有者が第 49 項を適用する場合には、条件変更時に生じた利得又は損失を、契約から生じるキャッシュ・アウトフローの修正として認識する。
- 53 企業が保険契約の認識の中止を行い、第 49 項(a)に従って新たな契約を認識する場合、又は第 49 項(b)(ii)に従って一部分の認識の中止を行う場合には、企業は次の両者の差額として測定した利得又は損失を、規定どおり、純損益に認識する。
- (a) 第 49 項(a)に従って算定した、条件変更後の契約に対するみなし対価
  - (b) 認識の中止をした契約の帳簿価額

## 表 示（B88 項から B91 項）

---

### 財政状態計算書

- 54 企業は、財政状態計算書において次の項目を区分して表示しなければならない。
- (a) 資産ポジションにある保険契約ポートフォリオの帳簿価額
  - (b) 負債ポジションにある保険契約ポートフォリオの帳簿価額
- 55 企業は、財政状態計算書において次の項目を区分して表示しなければならない。
- (a) 資産ポジションにある保有している再保険契約ポートフォリオの帳簿価額
  - (b) 負債ポジションにある保有している再保険契約ポートフォリオの帳簿価額

### 純損益及びその他の包括利益計算書

#### 収益及び費用

- 56 企業は、発行している保険契約に関連する収益を純損益及びその他の包括利益計算書に表示しなければならない。保険契約収益は、保険契約から生じた約束したサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写しなければならない。B88 項から B91 項は、企業が保険契約収益をどのように測定するのかを定めている。

- 57 企業は、発行している保険契約に関連する発生保険金及び他の費用を、純損益及びその他の包括利益計算書に表示しなければならない。
- 58 純損益及びその他の包括利益計算書に表示する保険契約収益及び発生保険金は、第 10 項(b)に従って分離されていない投資要素を除外しなければならない。
- 59 企業は、保有している再保険契約（投資要素を除く）の購入費用を、企業がカバー期間にわたり再保険カバー及び他のサービスを受けるにつれて、純損益に表示しなければならない。

#### 純損益及びその他の包括利益

- 60 企業は、下記の項目を純損益に認識しなければならない。
- (a) 保険契約の当初認識時の損失（もしあれば）（第 15 項参照）
  - (b) リスク調整の変動（第 27 項参照）
  - (c) 当期におけるサービスの移転を反映した契約上のサービス・マージンの変動（第 32 項参照）
  - (d) 将来キャッシュ・フローの見積りの変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整しないもの（第 30 項から第 31 項及び B68 項参照）
  - (e) 当期中に発生した実際のキャッシュ・フローと、当該キャッシュ・フローの従前の見積りとの差額（実績調整）（第 30 項から第 31 項及び B68 項参照）
  - (f) 第 36 項に従って認識した不利な契約の帳簿価額の変動
  - (g) 保有している再保険契約の発行者の信用度の変化の影響（第 41 項(b)(iii)参照）
  - (h) 第 66 項が適用される場合を除き、保険契約負債に関して第 25 項に定めた割引率（契約の当初認識日に適用したもの）を用いて算定した金利費用。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについては、企業は、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると予想している場合には、割引率を更新しなければならない。
  - (i) 第 64 項に従ってその他の包括利益に認識したものの以外の利得又は損失
- 61 企業結合又はポートフォリオ移転で取得した契約については、純損益に認識する金利費用を測定するために用いる当初認識時の割引率は、取得日に適用した割引率である。
- 62 保有している再保険契約については、金利収益は第 60 項(h)に記述したように認識される。当該金利収益は、当該契約の当初認識時に適用した割引率を用いて算定される。企業は、第 25 項に定める金利（報告日時点で算定）を用いて測定した再保険契約の帳簿価額と、第 60 項(h)に定める割引率を用いて測定した再保険契約の帳簿価額との差額を、その他の包括利益に認識しなければならない。
- 63 企業は、再保険契約から生じる収益又は費用を、保険契約から生じる費用又は収益と相殺してはならない。
- 64 第 66 項が適用される場合を除き、企業は、その他の包括利益に次の両者の差額を認識し表示しなければならない。
- (a) 報告日に適用した第 25 項に定める割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額

**(b) 第 60 項(h)に定める割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額**

- 65 企業が保険契約の認識の中止を行う場合には、当該契約に関して過去に第 64 項に従ってその他の包括利益に認識した残額を、純損益に組替調整額（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」参照）として振り替えなければならない。
- 66 保険契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めていることにより、企業が第 33 項から第 34 項を適用する場合には、企業は、以下のように認識しなければならない。
- (a) 第 33 項から第 34 項の適用により生じる履行キャッシュ・フローの変動を、基礎となる項目の価値の変動の認識と同じ基礎により、純損益又はその他の包括利益に。
- (b) 基礎となる項目に対するリターンに間接的に対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動を、純損益に。
- (c) 基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フロー（他の要因（例えば、死亡率）に対応して変動すると予想されるもの及び固定額のもの（例えば、定額の死亡給付金）を含む）の変動を、第 60 項から第 65 項に従って、純損益及びその他の包括利益に。
- 67 企業は、基礎となる項目から生じる収益又は費用を保険契約から生じる費用又は収益と相殺してはならない。
- 68 第 20 項では、為替差損益を認識する目的上、保険契約を IAS 第 21 号における貨幣性項目として扱うことを企業に要求している。したがって、企業は、保険契約の変動に係る為替差額を純損益に認識する。ただし、第 64 項に従ってその他の包括利益に認識した保険契約の変動に関するものである場合は除く。その場合には、その他の包括利益に認識しなければならない。

**開 示**

- 69 開示要求の目的は、財務諸表利用者が、本基準〔案〕の範囲に含まれる契約から生じる将来キャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにすることである。この目的を達成するため、企業は下記に関する定性的情報及び定量的情報を開示しなければならない。
- (a) 保険契約から生じた、財務諸表に認識されている金額（第 73 項から第 82 項参照）
- (b) 本基準〔案〕を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更（第 83 項から第 85 項参照）
- (c) 本基準〔案〕の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度（第 86 項から第 95 項参照）
- 70 第 73 項から第 95 項に示す開示のいずれかが、第 69 項の要求事項を満たす際に関連性がないと考えられる場合には、財務諸表から省略することができる。第 73 項から第 95 項に従って提供される開示が、第 69 項の要求事項を満たすのに十分でない場合には、企業は当該要求事項を満たすのに必要な追加的な情報を開示しなければならない。
- 71 企業は、開示目的を満たすために必要な詳細さの水準や、さまざまな要求事項のそれぞれ

れにどの程度の重点を置くべきなのかを考慮しなければならない。企業は、大量の重要でない細目を含めたり特性の異なる項目を集約したりすることにより有用な情報が不明瞭となることがないように、情報を集約又は分解しなければならない。

72 適切となる可能性のある分解基準の例として、次のものがある。

- (a) 契約の種類（例えば、主要な商品種目）
- (b) 地理的領域（例えば、国又は地域）
- (c) 報告セグメント（IFRS 第 8 号「事業セグメント」で定義）

### 認識されている金額の説明

73 企業は、開示されている金額を純損益及びその他の包括利益計算書並びに財政状態計算書に表示されている表示科目と調整できるようにするのに十分な情報を提供しなければならない。この要求に準拠するためには、企業は、第 74 項から第 76 項で要求している調整表を、保険契約と再保険契約とを区別して、表形式で開示しなければならない。

74 企業は、負債ポジションにある保険契約と資産ポジションにある保険契約の帳簿価額が、キャッシュ・フローや純損益及びその他の包括利益に認識されている収益及び費用にどのように影響されているのかを示す調整表を開示しなければならない。当該調整表は、以下の項目を区分して期首残高から期末残高への調整を行わなければならない。

- (a) 残存カバーに係る負債（(b)に含まれる金額を除く）
- (b) 残存カバーに係る負債のうち純損益に直ちに認識される金額に起因するもの
- (c) 発生保険金に係る負債

75 企業は、資産ポジションにある保有している再保険契約と負債ポジションにある保有している再保険契約との合計帳簿価額が、キャッシュ・フローや純損益に表示されている収益及び費用にどのように影響されているのかを示す調整表を開示しなければならない。当該調整表は、以下の項目を区分して期首残高から期末残高までの調整を行わなければならない。

- (a) 残存カバーに関する回収額の期待値（(b)に含まれる金額を除く）
- (b) 残存カバーに関する回収額の期待値のうち、直ちに純損益に認識される見積りの変更に起因するもの
- (c) 基礎となる保険契約から生じる発生保険金に関する回収額の期待値

76 第 77 項を例外として、企業は、以下の項目を区分して期首残高と期末残高とを調整する調整表を開示しなければならない。

- (a) 将来キャッシュ・フローの期待現在価値
- (b) リスク調整
- (c) 契約上のサービス・マージン

77 企業は、次のいずれかである範囲では、第 76 項の調整表を示す必要はない。

- (a) 企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約について、第 33 項から第 34 項にある測定の特例を適用してい

る。

(b) 第 38 項から第 40 項又は第 42 項(a)に従って保険契約又は再保険契約の測定を単純化している。

78 第 74 項から第 76 項で要求している調整表のそれぞれについて、企業は、該当がある場合には、以下のそれぞれを別個に識別しなければならない。

(a) 発行した保険契約について受け取った保険料（又は保有している再保険契約について支払った保険料）

(b) 発行した保険契約について支払った保険金（又は保有している再保険契約により回収した保険金）

(c) 第 60 項に従って純損益に認識した金額のそれぞれ（該当がある場合）

(d) 保険契約の条件変更時又は認識の中止時に発生した利得及び損失（第 52 項から第 53 項参照）

(e) ポートフォリオ移転又は企業結合において他の企業から取得した契約又は他の企業に移転した契約に関する金額（第 44 項から第 45 項参照）

(f) 契約資産及び契約負債の変動を理解するために必要となる可能性のある追加的な表示科目

79 企業は、当期に受け取った保険料から当期に認識した保険契約収益への調整表を開示しなければならない。

80 企業が、企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている保険契約に、第 33 項から第 34 項及び第 66 項の要求事項を適用する場合には、

(a) 企業は、第 33 項から第 34 項及び第 66 項を適用したキャッシュ・フローから生じた財務諸表上の金額を開示しなければならない。

(b) 企業が公正価値以外の基礎で測定されている基礎となる項目の公正価値を開示するときには、当該基礎となる項目の公正価値と帳簿価額との差額のうち保険契約者に渡される範囲を開示しなければならない。

81 第 38 項から第 40 項又は第 42 項(a)が適用されない契約について、企業は次の項目を開示しなければならない。

(a) 当期に認識した保険契約収益を算定する際に用いた下記のインプット

(i) 当期に係る期待キャッシュ・アウトフロー（投資要素を除く）

(ii) 当期に配分された新契約費

(iii) 当期におけるリスク調整の変動

(iv) 当期に認識した契約上のサービス・マージンの金額

(b) 当期に当初認識した保険契約が財政状態計算書に認識される金額に与える影響。当該開示は、当該契約が次の項目に与える影響を区分して示さなければならない。

(i) 将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値（新契約費の金額を区分して示

す)

(ii) 将来キャッシュ・インフローの期待現在価値

(iii) リスク調整

(iv) 契約上のサービス・マージン

82 企業は、保険契約に係る利息を、保険契約に係る利息と企業が保有している関連する資産に対する投資リターンとの間の関係を強調する方法で開示しなければならない。

### 本基準 [案] を適用する際の重要な判断

83 企業は、本基準 [案] を適用する際に行った判断及び当該判断の変更を開示しなければならない。最低限、企業は次の項目を開示しなければならない。

(a) 保険契約の測定に用いた手法及び当該手法に対するインプットの見積りに関するプロセス。実務上可能な場合には、企業は、当該インプットに関する定量的な情報も提供しなければならない。

(b) (a)でカバーされていない範囲で、次の項目の見積りに使用した手法及びインプット

(i) リスク調整

(ii) 割引率

(iii) 契約上のサービス・マージンの認識のパターン

(iv) 第 10 項(b)に従って分離されていない投資要素

(c) 保険契約の測定に用いた手法及びインプットの変更の影響。財務諸表に重要な影響を与えるそれぞれの変更の影響を区分して、それぞれの変更の理由の説明とともに示す。企業は、影響を受ける契約の種類を特定しなければならない。

84 企業が、リスク調整の算定について信頼水準技法以外の技法を使用している場合には、当該技法の結果を信頼水準に変換したものを開示しなければならない（例えば、リスク調整を技法 Y で見積っていて、それは Z%の信頼水準に相当する旨）。

85 企業は、第 25 項に従って基礎となる項目からのリターンに依存しないキャッシュ・フローの割引に用いているイールド・カーブ（又はイールド・カーブの範囲）を開示しなければならない。企業がポートフォリオのグループについて合計で開示を提供する場合には、そうした開示を加重平均又は比較的狭い範囲の形式で開示しなければならない。

### 保険契約から生じるリスクの性質及び程度

86 企業は、財務諸表利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするために、保険契約から生じるリスクの性質及び程度についての情報を開示しなければならない。第 87 項から第 95 項は、この要求に準拠するために通常要求される最低限の開示を含んでいる。

87 企業は、以下の事項を開示しなければならない。

(a) リスクに対するエクスポージャー及びそれがどのように生じるのか

(b) 保険契約から生じるリスクの管理における企業の目的、方針及びプロセス、並びに当該リスクの管理のために用いている手法

## (c) 前期からの(a)又は(b)の変更

- 88 企業は、企業の営業における規制上の枠組みのそれぞれの影響に関する情報を開示しなければならない。例えば、最低資本要件や要求される金利保証などである。
- 89 企業は、リスク軽減（例えば、再保険による）の前後における、総額ベース及び純額ベースでの保険リスクに関する情報を開示しなければならない。これには、以下に関する情報が含まれる。
- (a) 純損益及び資本に対する影響に関しての保険リスクへの感応度。これは、純損益及び資本に対する次のことから生じる重要な影響を示す感応度分析により開示しなければならない。
- (i) 報告期間の末日現在において合理的に起こり得る関連するリスク変数の変化
- (ii) 感応度分析の作成に使用する手法及びインプットの変更
- ただし、企業が市況への感応度を管理するための代替的な手法（エンベディッド・バリュー分析やバリュー・アット・リスク分析など）を用いている場合には、その代替的な感応度分析を開示することにより、この要求を満たすことができる。
- (b) 保険リスクの集中。これには、経営者がどのように集中を決定するかの記述、及びそれぞれの集中を識別する共通の特性（例えば、保険事故の種類、地理的領域又は通貨）の記述が含まれる。保険リスクの集中は、企業が引き受けているリスクが次のいずれかである場合に生じる可能性がある。
- (i) 1つの地理的領域又は1つの産業に集中している。
- (ii) 投資ポートフォリオの中に存在している（例えば、企業が製薬会社に製造物責任補償を提供していて、当該会社への投資も保有している場合）。
- 90 企業は、実際の保険金と保険金の割引前金額の従前の見積りとの比較（すなわち、クレーム・ディベロップメント）を開示しなければならない。クレーム・ディベロップメントの開示は、保険金支払の金額及び時期が確定していない最も古い重要な保険金請求が発生した期間まで遡らなければならないが、10年を超えて遡る必要はない。企業は、保険金支払の金額及び時期に関する不確実性が通常1年以内に解消するクレーム・ディベロップメントに関する情報を開示する必要はない。企業は、クレーム・ディベロップメントに関する開示を、企業が第74項に準拠するために開示する負債ポジションにある保険契約と資産ポジションにある保険契約の合計帳簿価額と調整しなければならない。
- 91 保険契約から生じるリスク（保険リスク以外）のそれぞれについて、企業は次のものを開示しなければならない。
- (a) 報告期間の末日現在での当該リスクに対するエクスポージャーに関する定量的情報の要約。この開示は、企業の経営幹部に内部的に提供されている情報を基礎としなければならない。企業が適用しているリスク管理の技法及び方法論に関する情報を提供しなければならない。
- (b) リスクの集中（他の開示から明らかでない場合）。このような集中は、例えば、契約ポートフォリオ全体に同水準で効力を生じる金利保証から生じる可能性がある。
- 92 発行した保険契約及び保有している再保険契約から生じる信用リスクに関して、企業は次の事項を開示しなければならない。

## INSURANCE CONTRACTS

- (a) 報告期間の末日現在の信用リスクへの最大エクスポージャーを最もよく表す金額
  - (b) 再保険契約資産の信用度に関する情報
- 93 流動性リスクに関して、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 保険負債から生じる流動性リスクをどのように管理しているのかの記述
  - (b) 要求払の金額（当該金額と関連する契約の帳簿価額との間の関係を強調する方法で）
  - (c) 満期分析（最低限、認識された保険契約から生じる正味キャッシュ・フローを、報告日後最初の5年間は各年度について示し、最初の5年を超える期間は合計で示す）。これは、財政状態計算書に認識した金額の見積り時期ごとの分析の形によることができる。ただし、企業は、第38項から第40項又は第42項(a)に従って測定した残存カバーに係る負債については、満期分析を開示する必要はない。
- 94 主保険契約に含まれていて第10項(a)に従って分離されていない組込デリバティブから生じる市場リスクに関して、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 企業が報告期間の末日現在で晒されている市場リスクのそれぞれについての感応度分析（純損益、その他の包括利益及び資本が、その日現在で合理的に起こり得た関連性のあるリスク変数の変動があったならばどのように影響を受けていたのかを示す）。企業が、市況への感応度を管理するために、代替的な手法（エンベディッド・バリュー分析や、バリュー・アット・リスク分析などの感応度分析）を用いていて、その方法がリスク変数間の相互依存を反映し、財務リスクの管理に使用できる場合には、企業は、この要求を満たすために当該感応度分析を使用することができる。
  - (b) 感応度分析の作成に使用した手法及び主なインプットの説明
  - (c) 使用した手法及びインプットの前期からの変更、並びにその変更の理由
- 95 報告期間の末日現在の企業のリスク・エクスポージャーに関する定量的情報が、当期中のリスク・エクスポージャーを表すものでない場合には、その旨及び当該結論の理由を開示し、当期中のエクスポージャーを表す追加的な情報を提供しなければならない。

## 付録 A

## 用語の定義

この付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものである。

<b>新契約費</b> (acquisition costs)	<b>保険契約</b> の販売、引受及び開始のコスト
<b>契約上のサービス・マージン</b> (contractual service margin)	<b>保険契約</b> の測定の構成要素で、企業が <b>保険契約</b> に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの
<b>カバー期間</b> (coverage period)	企業が <b>保険事故</b> に対するカバーを提供する期間。当該期間には、当該 <b>保険契約</b> の境界線内のすべての保険料に関するカバーが含まれる。
<b>財務リスク</b> (financial risk)	所定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数、又はその他の変数のうち、1つ又は複数についての起こり得る将来の変動リスク（非金融変数の場合には、当該変数が契約の当事者に固有のものではないことを条件とする）
<b>履行キャッシュ・フロー</b> (fulfilment cash flows)	企業が <b>保険契約</b> を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローの現在価値から将来キャッシュ・インフローの現在価値を控除した金額の明示的で偏りのない確率加重した見積り（すなわち、期待値）であり、 <b>リスク調整</b> を含む。
<b>保険契約</b> (insurance contract)	一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（ <b>保険契約者</b> ）から、所定の不確実な将来事象（ <b>保険事故</b> ）が <b>保険契約者</b> に不利な影響を与えた場合に <b>保険契約者</b> に補償することに同意することにより、重要な <b>保険リスク</b> を引き受ける契約
<b>保険リスク</b> (insurance risk)	<b>財務リスク</b> 以外で、契約の保有者から発行者に移転されるリスク
<b>保険事故</b> (insured event)	<b>保険契約</b> によりカバーされ、 <b>保険リスク</b> を生じさせる不確実な将来の事象
<b>投資要素</b> (investment component)	<b>保険契約</b> が、たとえ <b>保険事故</b> が発生しなかった場合であっても <b>保険契約者</b> に返済することを企業に要求している金額
<b>裁量権のある有配当性を有する投資契約</b> (investment contract with discretionary participation feature)	特定の投資者に、発行者の裁量の対象とならない金額に加えて、次のような追加の金額を受け取る契約上の権利を与える金融商品 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 契約上の給付全体の中で重要な一部分となる可能性が高い。</li> <li>(b) 金額又は時期が、契約上、発行者の裁量で決定される。</li> <li>(c) 契約上、次のいずれかを基礎としている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 所定の<b>保険契約</b>プール又は所定の種類の<b>保険契約</b>から生</li> </ul> </li> </ul>

## INSURANCE CONTRACTS

じるリターン

(ii) 発行者が保有する所定の資産プールの実現又は未実現の投資リターン

(iii) 契約を発行している会社又はファンドの純損益

<b>発生保険金に係る負債</b> ( liability for incurred claims)	企業がすでに発生している <b>保険事故</b> を調査してそれに係る保険金を支払わなければならないという義務（すでに発生しているが保険金請求がまだ報告されていない発生保険金（IBNR）を含む）
<b>残存カバーに係る負債</b> ( liability for the remaining coverage)	企業がまだ発生していない <b>保険事故</b> について既存の <b>保険契約</b> から生じる正当な保険金請求に対して支払を行う義務（すなわち、 <b>カバー期間</b> の未経過部分に関連する義務）
<b>保 險 契 約 者</b> (policyholder)	<b>保険事故</b> が発生した場合に <b>保険契約</b> に基づき補償を受ける権利を有する契約当事者
<b>保険契約ポートフォリオ</b> ( portfolio of insurance contracts)	次の両方に該当する <b>保険契約</b> のグループ (a) 同様のリスクに対するカバーを提供し、引き受けるリスクに対して同様に価格付けが行われている。 (b) 単一のプールとして一括して管理されている。
<b>カバー期間前のキャッシュ・フロー</b> (pre-coverage cash flows)	<b>保険契約</b> が認識される前に支払ったか又は受け取ったキャッシュ・フローのうち、当該 <b>保険契約</b> を含むこととなる <b>保険契約ポートフォリオ</b> の取得又は履行に直接関連するもの
<b>再保険契約</b> (reinsurance contract)	ある企業（「再保険者」）が他の企業（「出再者」）に対し、出再者の発行した1つ又は複数の <b>保険契約</b> から生じた保険金について補償するために発行する <b>保険契約</b>
<b>リ ス ク 調 整</b> ( risk adjustment)	企業が <b>保険契約</b> を履行するにつれて生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する対価

## 付録 B

### 適用指針

この付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものである。

- B1 この付録は、以下の論点に関する指針を提供する。
- (a) 保険契約の定義 (B2 項から B30 項参照)
  - (b) 構成要素の保険契約からの分離 (B31 項から B35 項参照)
  - (c) 測定 (B36 項から B82 項参照)
  - (d) 企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約 (B83 項から B87 項参照)
  - (e) 保険契約収益及び費用の表示 (B88 項から B91 項参照)

### 保険契約の定義 (付録 A)

---

- B2 このセクションは、付録 A に示した保険契約の定義に関する指針を提供している。以下の点を扱っている。
- (a) 「不確実な将来の事象」という用語 (B3 項から B5 項参照)
  - (b) 現物給付 (B6 項参照)
  - (c) 保険リスクと他のリスクの区別 (B7 項から B16 項参照)
  - (d) 重要な保険リスク (B17 項から B23 項参照)
  - (e) 保険リスクの水準の変化 (B24 から B25 項参照)
  - (f) 保険契約の例 (B26 項から B30 項参照)

### 不確実な将来の事象

- B3 不確実性 (又はリスク) は保険契約の本質である。したがって、次の事項のうち少なくとも 1 つは、保険契約の開始時点では不確実である。
- (a) 保険事故の発生確率
  - (b) 保険事故がいつ発生するのか
  - (c) 保険事故が発生した場合に企業がいくら支払う必要があるのか。
- B4 保険契約の中には、契約開始前に発生した事象から生じた損失であっても、契約期間中に損失が顕在化すれば保険事故となる契約もある。また、契約期間終了後に損失が顕在化したとしても、契約期間中に発生する事象が保険事故となる契約もある。
- B5 保険契約の中には、すでに発生しているが財務的影響が依然として不確実な事象を対象とするものもある。その一例は、すでに発生した事象の悪化に対するカバーを提供する

保険契約である。こうした契約では、保険事故は当該保険金請求の最終的なコストの顕在化である。

## 現物給付

- B6 保険契約の中には、現物給付を要求又は許容しているものもある。そのような場合には、企業は、保険事故について保険契約者に補償する義務を決済するために、保険契約者に財又はサービスを提供する。一例は、企業が保険契約者に損害額を補償する代わりに、盗難に遭った品物の代替品を提供する場合である。別の一例は、企業が自身の医療施設及び医療スタッフを使用して、保険契約でカバーされている医療サービスを提供する場合である。こうした契約は、保険金請求が現物給付で決済されるものではあるが、保険契約である。第7項(e)に定めた条件に該当する固定料金のサービス契約は保険契約であるが、本基準〔案〕の範囲には含まれない。

## 保険リスクと他のリスクの区別

- B7 保険契約の定義は、ある当事者が他の当事者から重要な保険リスクを引き受けるものでなければならないとしている。本基準〔案〕では、保険リスクを、財務リスク以外で、契約により契約の保有者から発行者に移転されるリスクと定義している。発行者が重要な保険リスクを負わずに財務リスクに晒される契約は、保険契約ではない。
- B8 付録Aにおける財務リスクの定義は、金融変数及び非金融変数に言及している。契約当事者に固有ではない非金融変数の例としては、特定の地域の地震損害や特定の都市の気温などの指標がある。財務リスクは、契約当事者に固有の非金融変数（当該当事者の資産に損害を与えるか又は破壊する火災の発生の有無など）から生じるリスクを除外している。さらに、非金融資産の公正価値の変動のリスクは、公正価値が当該資産の市場価格（すなわち、金融変数）の変動だけでなく、契約当事者が保有する特定の非金融資産の状況（すなわち、非金融変数）も反映している場合には、財務リスクではない。例えば、保険契約者が保険の対象となる持分を有している特定の自動車の残価保証により、保証者が当該自動車の物理的状態の変化のリスクに晒される場合には、当該リスクは保険リスクであり、財務リスクではない。
- B9 契約の中には、発行者が重要な保険リスクに加えて財務リスクに晒されるものがある。例えば、多くの生命保険契約は、保険契約者に最低利回りを保証して財務リスクを生じさせているのと同時に、保険契約者の勘定残高を著しく上回る可能性のある死亡給付金を約束して、死亡リスクという形での保険リスクを生じさせている。このような契約は保険契約である。
- B10 一部の契約では、保険事故が契機となって、ある価格指数に連動した金額の支払が行われる。このような契約は、保険事故を条件とする支払が重要となる可能性がある場合は、保険契約である。例えば、消費者物価指数に連動した生存年金は、保険リスクを移転する。支払の契機となるのが、年金受給者の生存という不確実な将来の事象だからである。物価指数への連動は組込デリバティブであるが、保険リスクも移転させている。当該指数が適用される支払の件数が、年金受給者の生存に応じて決まるからである。その結果生じる保険リスクの移転が重要である場合には、当該組込デリバティブは保険契約の定義を満たし、その場合、主契約から分離してはならない（第10項(a)参照）。
- B11 保険リスクは、企業が保険契約者から引き受けるリスクである。これは、保険契約者が

すでに晒されていたリスクを企業が保険契約者から引き受けなければならないことを意味する。契約によって創出される企業又は保険契約者にとっての新たなリスクは、保険リスクではない。

- B12** 保険契約の定義は、保険契約者に対する不利な影響に言及している。この定義は、企業による支払を不利な事象の財務的な影響と同額に限定していない。例えば、この定義では、損害を受けた中古資産を新しい資産に取り替えることのできる金額を保険契約者に支払う「新価保険」を除外していない。同様に、この定義では、生命保険契約における支払を、死亡者の扶養家族が被る経済的損失に限定しておらず、死亡又は事故による損失を定量化するために事前に決定した金額の支払を定める契約も除外していない。
- B13** 契約の中には、所定の不確実な将来の事象が生じた場合に支払を要求するが、支払の前提条件として保険契約者に対する不利な影響を要求していないものがある。この種の契約は、たとえ保有者が基礎となるリスク・エクスポージャーの軽減のために利用している場合であっても、保険契約ではない。例えば、保有者がデリバティブを利用して、企業の資産から生じるキャッシュ・フローと関連のある基礎となる金融変数又は非金融変数をヘッジしている場合には、当該デリバティブは保険契約ではない。当該支払は、保有者が資産から生じるキャッシュ・フローの減少により不利益を受けるかどうかを条件としていないからである。逆に、保険契約の定義は、保険契約者に対する不利な影響が支払の契約上の前提条件となっている不確実な将来の事象に言及している。この契約上の前提条件は、当該事象が実際に不利な影響を生じさせたかどうかの調査を企業に要求していないが、その事象が不利な影響を生じさせたという納得が得られない場合には、企業が支払を拒否することを認めている。
- B14** 失効リスク又は継続リスク（保険契約者が契約を解約するのが、発行者が当該契約の価格設定時に予想した時点よりも早まるか又は遅くなるリスク）は保険リスクではない。保険契約者への支払が、保険契約者に不利な影響を与える不確実な将来の事象を条件としていないからである。同様に、費用リスク（すなわち、保険事故に関連したコストではなく、契約のサービス提供に関連した管理コストが予想外に増加するリスク）は保険リスクではない。こうした費用の予想外の増加は保険契約者に不利な影響を与えないからである。
- B15** したがって、企業を失効リスク、継続リスク又は費用リスクに晒す契約は、企業を重要な保険リスクにも晒す場合を除いて、保険契約ではない。しかし、企業が、非保険リスクの一部を他の当事者に移転する別の契約を用いて当該リスクを軽減する場合、その別の契約は、当該他の当事者を保険リスクに晒す。
- B16** 企業が保険契約者から重要な保険リスクを受け入れることができるのは、企業が保険契約者とは別の当事者である場合だけである。相互会社の場合には、相互会社は各保険契約者からリスクを受け入れて、そのリスクをプールする。保険契約者はそのプールされたリスクを所有者の立場で集合的に負担するが、相互会社は、保険契約の本質であるリスクを受け入れた別個の企業である。

## 重要な保険リスク

- B17** ある契約が保険契約となるのは、重要な保険リスクを移転する場合のみである。B7 項から B16 項では保険リスクについて論じている。B18 項から B23 項では、保険リスクが重要かどうかの評価について論じている。

- B18 保険リスクが重要であるのは、保険事故がいずれかの単一のシナリオ（商業実態のない（すなわち、取引の経済実態に対して識別可能な影響がない）シナリオは除く）において、重要な金額の支払を発生者に生じさせる場合であり、かつ、その場合のみである。保険事故が、商業実態のあるシナリオにおいて、重要な追加金額が支払われる可能性があることを意味する場合には、前文の条件が満たされる可能性がある。これは、保険事故の可能性が極めて低い場合や、条件付のキャッシュ・フローの期待（すなわち、確率加重）現在価値が、当該保険契約から生じるすべての残存キャッシュ・フローの期待現在価値の小さな部分しか占めていない場合であっても、同じである。
- B19 さらに、商業実態のあるシナリオの中に、発行者が支払う正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回るものがない場合には、契約は保険リスクを移転しない。しかし、再保険契約が発行者を重要な損失の可能性に晒していない場合において、当該契約が、再保険者に、基礎となる保険契約のうち再保険の付保された部分に関する保険リスクのほとんどすべてを移転するときは、重要な保険リスクを移転するものとみなされる。
- B20 B18 項に記述した追加金額は、現在価値ベースで決定される。したがって、保険契約が、保険事故が早期に発生した場合に支払を要求していて、当該支払が貨幣の時間価値について調整されないのであれば、たとえ支払の名目金額が同じであっても、現在価値ベースでは追加金額が支払われるシナリオがあり得る。一例は、定額の終身保険である（すなわち、保険契約者がいつ死亡した場合であっても定額の死亡給付金を提供し、カバー期間の満了がない保険）。保険契約者がいずれ死亡することは確実であるが、死亡日は不確実である。個々の保険契約者が予想よりも早く死亡することにより支払が生じる場合がある。当該支払は貨幣の時間価値について調整されないため、たとえ契約ポートフォリオ全体としては全体的な損失がない場合であっても、重要な保険リスクが生じる可能性がある。同様に、保険契約者への適時な弁済を延期する契約条件により、重要な保険リスクが除去される場合がある。
- B21 B18 項に記述した追加金額は、保険事故が発生しなかった場合に支払われる金額を超過する金額の現在価値に言及している（商業実態のないシナリオを除く）。こうした追加金額には、保険金請求処理や保険金請求評価のコストが含まれるが、次のものは除かれる。
- (a) 将来のサービスについて保険契約者に請求する能力を失うこと。例えば、投資リンクの生命保険契約において、保険契約者の死亡は、企業がもはや投資管理サービスの遂行や、それに係る手数料の徴収ができなくなることを意味する。しかし、企業にとってのこの経済的損失は保険リスクから生じるものではない。これはミューチュアル・ファンドの管理者が、顧客の死亡の可能性に関して保険リスクを引き受けていないのと同じことである。したがって、将来の投資管理手数料の喪失の可能性は、契約によりどれだけの保険リスクが移転されているかの評価には関連性がない。
  - (b) 失効時又は解約時に課す手数料の請求権を死亡時に放棄すること。契約の締結によりそれらの請求権が生じているので、これらの請求権の放棄は、保険契約者に以前から存在していたリスクについて補償するものではない。したがって、それらは、契約によりどれだけの保険リスクが移転されているのかの評価には関連性がない。
  - (c) 契約の保有者に重要な損失を生じさせない事象を条件とする支払。例えば、ある資産が受けた物理的損害が CU1 という重要でない経済的損失を保有者に生じさせる

場合に、発行者が CU1,000,000 を支払うことを要求する契約を考える<sup>2</sup>。この契約では、保有者は CU1 を失うという重要でないリスクを企業に移転する。同時に、この契約は、特定の事象が発生した場合に発行者が CU999,999 を支払うことが必要となる非保険リスクを創出する。損失のリスクが損失発生時に行われる支払に比べて重要でないため、発行者は保有者から重要な保険リスクを引き受けておらず、この契約は保険契約ではない。

(d) 再保険による回収の可能性。企業はこれらを別個に会計処理する。

- B22** 企業は保険リスクの重要さを契約ごとに評価しなければならない。したがって、たとえ契約ポートフォリオについて重要な損失が発生する可能性がわずかであるとしても、保険リスクが重要となる可能性がある。
- B23** B18 項から B22 項によれば、契約で、生存を条件として支払われる金額を超える死亡給付金が支払われる場合には、当該契約は保険契約である。ただし、追加の死亡給付金が重要でない場合を除く（契約ポートフォリオ全体ではなく、当該契約を参照して判断される）。B21 項(b)で述べたとおり、死亡時における失効又は解約手数料に関する請求権の放棄は、その放棄が保険契約者に以前から存在していたリスクについて補償するものでない場合には、この評価には含まれない。同様に、保険契約者の残りの生存期間にわたり定期的に金額を支払う年金契約は保険契約である。ただし、生存を条件とする支払の総額が重要でない場合は除く。

## 保険リスクの水準の変化

- B24** 一部の契約では、発行者への保険リスクの移転が一定期間後に発生する。例えば、所定の投資リターンを提供する契約で、保険契約者が満期時の当該投資の手取金を使用して生存年金を購入するオプションを含んだ契約を考える。その年金利率は、保険契約者が当該オプションを行使する時点で企業が他の新規の年金受給者に課す利率である。このような契約は、オプションが行使されるまで、保険リスクを発行者に移転しない。企業は当該年金の価格設定を、その時点で企業に移転された保険リスクを反映する方法で引き続き自由に行えるからである。したがって、オプションの行使時に発生するキャッシュ・フローは契約の境界線に入らないことになり、行使前には現行の契約の境界線内に保険キャッシュ・フローは存在しない。しかし、契約が年金利率（又は年金利率設定の基礎）を特定している場合には、当該契約は発行者に保険リスクを移転する。発行者が、保険契約者がオプションを行使する時に年金利率が不利になるリスクに晒されるからである。その場合、オプションの行使時に発生するキャッシュ・フローは、現行の契約の境界線内にある。
- B25** 保険契約の定義に該当する契約は、すべての権利及び義務が消滅（すなわち、免除、解約又は満了）となるまでは、引き続き保険契約である。ただし、第 49 項(a)に従って契約の認識の中止が行われる場合を除く。

## 保険契約の例

- B26** 以下は、保険リスクの移転が重要である場合に、保険契約となる契約の例である。

(a) 盗難又は損害に対する保険

<sup>2</sup> 本基準 [案] では、貨幣金額を「通貨単位」(CU) で表示している。

## INSURANCE CONTRACTS

- (b) 製造物責任、職業専門家賠償責任、民事賠償責任又は訴訟費用に対する保険
- (c) 生命保険及び前払式葬儀プラン（死亡は確実であるが、死亡がいつ発生するのか、又は、生命保険の種類によっては、保険でカバーされている期間内に死亡が発生するのかどうかは不確実である。）
- (d) 生存年金（すなわち、不確実な将来の事象（年金受給者の生存）に対して補償を提供する契約。これは年金受給者に一定水準の所得を提供するためのものであり、この契約がなければ生存によって不利な影響を受けることになる。）
- (e) 就業不能状態及び医療コストに対する保険
- (f) 保証金保証、身元保証、履行保証及び入札保証（すなわち、他の当事者が契約上の義務（例えばビルの建設義務）を履行できなかった場合に保有者に補償を提供する契約）
- (g) 製品保証。製造業者、販売業者又は小売業者が販売した製品について、他の当事者が発行する製品保証は本基準 [案] の範囲に含まれる。しかし、製造業者、販売業者又は小売業者が直接発行する製品保証は、本基準 [案] の範囲には含まれず、IFRS 第 X 号 [案] 「顧客との契約から生じる収益」及び IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲に含まれる。
- (h) 権原保険（保険契約が発行された時点で明らかではなかった土地又は建物の所有権の瑕疵の顕在化に対する保険）。この場合、保険事故は、所有権の瑕疵の顕在化であり、瑕疵そのものではない。
- (i) 旅行保険（旅行前又は旅行中に生じた損害について、保険契約者に現金又は現物で行う補償）
- (j) 所定の事象が債券の発行者に不利な影響を与えた場合に、元本、利息又はその両方の支払を減額するカタストロフィー債（所定の事象が重要な保険リスクを創出しない場合、例えば、当該事象が金利又は外国為替レートの変動である場合を除く）
- (k) 保険スワップ及び他の契約で、契約当事者に固有の気候上、地質学上又は他の物理的な変数の変動に応じて決まる支払を要求するもの
- (l) 再保険契約

**B27** 以下は、保険契約ではない項目の例である。

- (a) 保険契約の法的形態を有しているが、企業を重要な保険リスクに晒していない投資契約。例えば、企業が重要な死亡リスク又は疾病リスクを負担しない生命保険契約は、保険契約ではない。このような契約は、非保険金融商品又はサービス契約である（B28 項から B29 項参照）。ただし、裁量権のある有配当性を有する投資契約は、保険契約の定義を満たさないが、本基準 [案] の範囲に含まれる。
- (b) 保険契約の法的形態を有しているが、すべての重要な保険リスクを保険契約者に再移転する契約（被保険損失の直接の結果として保険契約者から発行者への将来の支払を調整する解約不能で強制可能な仕組みを通じて）。例えば、金融再保険契約や団体契約の中には、すべての重要な保険リスクを保険契約者に再移転するものがある。こうした契約は、通常、非保険金融商品又はサービス契約である（B28 項から B29 項参照）。

- (c) 自家保険（すなわち、保険でカバーし得たであろうリスクの保持）。このような状況では、保険契約はない。他の当事者との合意がないからである。したがって、企業（この種の発行者は「キャプティブ保険会社」と呼ばれることが多い）が保険契約を企業集団内の他の企業だけに発行している場合には、親会社は当該契約を企業集団の連結財務諸表において保険契約として会計処理しない。他の当事者との契約がないからである。しかし、キャプティブ保険会社の財務諸表では、当該契約は保険契約として会計処理される。
- (d) 特定の不確実な将来の事象が発生した場合に支払を要求するが、契約上の支払の前提条件として、当該事象が契約者に不利な影響を与えることを要求していない契約（ギャンブル契約など）。しかし、これは、死亡又は事故などの特定の事象により生じる損失の金額を定量化するために事前に決定した支払額を特定することを排除するものではない（B12 項参照）。
- (e) 当事者を財務リスクに晒すが保険リスクには晒さないデリバティブ。これは、次のような変動のみに基づいて支払を行う（又は受け取る権利を与える）ことを当該当事者に要求しているためである。その変動とは、所定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数、又は他の変数（非金融変数の場合は、当該変数が契約当事者に固有でない変数であることを条件とする）のうち 1 つ又は複数の変動である。こうした契約は、IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲に含まれる。
- (f) 債務者が期限到来時に支払をしなかった際に保有者に損害が生じなかった場合であっても支払を要求する信用関連保証（又は信用状、クレジット・デリバティブ・デフォルト契約又は信用保険契約）。こうした契約は、IFRS 第 9 号に従って会計処理される（B30 項参照）。
- (g) 契約当事者に固有ではない気候上、地質学上又は他の物理的な変数に応じて決まる支払を要求する契約（一般に天候デリバティブと呼ばれる）
- (h) 契約当事者に固有ではない気候上、地質学上又は他の物理的な変数に応じて、元本、利息又はその両方の支払を減額するカタストロフィー債

B28 B27 項に記述した契約が金融資産又は金融負債を創出する場合には、それらは IFRS 第 9 号の範囲に含まれる。

B29 B27 項に記述した契約が金融資産や金融負債を創出しない場合には、IFRS 第 X 号 [案] 「顧客との契約から生じる収益」などの他の適用可能な基準の範囲に含まれる。

B30 B27 項(f)で論じた信用関連保証及び信用保険は、さまざまな法的形態をとり得る。保証、ある種の信用状、クレジット・デフォルト契約、保険契約などである。それらの契約が、所定の債務者が期限到来時に負債性金融商品の当初又は修正後の条件に従った支払を保険契約者に対して行わなかったことにより保有者に生じた損失について、保有者へ弁済するための所定の支払を発行者に要求している場合には、当該契約は保険契約である。しかし、発行者が過去において当該契約を保険契約とみなすことを明言していて、保険契約に適用される会計処理を使用していた場合を除き、当該保険契約は本基準 [案] の範囲からは除外される。（第 7 項(f)参照）。債務者が期限到来時に支払を行わない場合に保険契約者に損失が生じないとしても支払を要求する信用関連保証及び信用保険契約は、本基準 [案] の範囲に含まれない。重要な保険リスクを移転しないからである。こうした契約には、次の場合に支払を要求する契約が含まれる。

- (a) 相手方が基礎となる負債性金融商品を保有しているかどうかとは無関係に、又は、
- (b) 所定の債務者が期日到来時に支払を行わない場合でなく、信用格付け又は信用指数が変動した場合

## 構成要素の保険契約からの分離（第 9 項から第 11 項）

### 投資要素

- B31** 第 10 項(b)では、区別できる投資要素を主保険契約から分離することを企業に要求している。投資要素と保険要素との相関が高い場合を除き、投資要素は、同等の条件を有する契約を、同一の市場又は同一の法域で、保険契約を発行する企業又は他の当事者のいずれかが別個に販売しているか又は販売できる場合には、区別できる。企業は、この判断を行う際に、合理的に利用可能なすべての情報を考慮に入れなければならない。企業は、投資要素が別個に販売されているのかどうかを識別するために網羅的な調査を行う必要はない。
- B32** 投資要素と保険要素は、次のいずれかの場合には、高い相関がある。
- (a) 企業が、一方を考慮せずに他方を測定することができない場合。したがって、一方の構成要素の価値が他方の価値に従って変動する場合には、企業は本基準 [案] を適用して、投資要素と保険要素を含んだ契約全体を会計処理しなければならない。
  - (b) 保険契約者が、他方の構成要素も存在していないと一方の構成要素から便益を受けることができない場合。したがって、契約の中の一方の構成要素の失効又は満期により他方の失効又は満期が生じる場合には、企業は本基準 [案] を適用して、投資要素と保険要素を含んだ契約全体を会計処理しなければならない。

### 財又はサービスを提供する履行義務

- B33** 第 10 項(c)では、財又はサービスを提供する区別できる履行義務を保険契約から分離することを企業に要求している。履行義務とは、IFRS 第 X 号 [案] 「顧客との契約から生じる収益」において、顧客に財又はサービスを移転するという顧客との契約における約束として定義されている。履行義務には、企業の慣習的な事業慣行、公表している方針又は具体的な声明により含意された約束が含まれる（それらの約束が、企業が財又はサービスを移転するであろうという保険契約者による妥当な期待を創出している場合）。履行義務には、企業が契約を履行するために行わなければならない活動は含まれない（当該活動が行われるにつれて企業が財又はサービスを保険契約者に移転する場合は除く）。例えば、企業は契約を設定するためにさまざまな管理作業を行うことが必要な場合がある。そうした作業の履行は、当該作業の履行につれて保険契約者にサービスを移転することにはならない。したがって、そうした約束した設定活動は、履行義務ではない。
- B34** B35 項の条件付で、財又はサービスを提供する履行義務は、次の要件のいずれかに該当する場合には、区別できる。
- (a) 企業（又は保険契約を発行しているか若しくは発行していない別の企業）が通常、当該財又はサービスを同一の市場又は同一の法域で別個に販売している場合。企業は、この判断を行う際に、合理的に利用可能なすべての情報を考慮に入れなければならない。企業は、財又はサービスが別個に販売されているかどうかを識別するために網羅的な調査を行う必要はない。

- (b) 保険契約者が、財又はサービスから、それ単独で又は保険契約者が容易に利用可能な他の資源と一緒にして、便益を受けることができる場合。容易に利用可能な資源とは、別個に販売されている財又はサービス（企業又は保険契約を発行していないかもしれない別の企業により）、あるいは保険契約者がすでに入手している資源（企業又は他の取引若しくは事象から）である。

B35 財又はサービスを提供する履行義務は、当該財又はサービスに関連したキャッシュ・フロー及びリスクが当該契約の中の保険要素に関連したキャッシュ・フロー及びリスクと相関が高く、企業が当該財又はサービスを保険要素と統合する重要なサービスを提供する場合には、区別ができない。

## 測定（第 17 項から第 48 項）

---

### 測定のレベル（第 22 項）

B36 保険契約ポートフォリオから生じる期待（確率加重）キャッシュ・フローは、個々の契約の期待キャッシュ・フローの合計額に等しい。したがって、測定についての集約のレベルは、将来キャッシュ・フローの期待現在価値に影響を与えないはずである。

B37 しかし、実務上の観点からは、見積りをポートフォリオについて集約して行う方が、個々の保険契約について行うよりも容易である場合がある。例えば既発生未報告分（IBNR）の見積りは、通常はポートフォリオ全体について行われる。費用がポートフォリオのレベルでは発生しているが個々の保険契約のレベルでは発生していない場合には、集約したレベルで見積る方が容易であるかもしれず、おそらくそうすることが必要でさえあるかもしれない。したがって、本基準 [案] では、企業が保険契約を次のものを用いて測定することを要求している。

- (a) 保険契約ポートフォリオのレベルで評価した期待キャッシュ・フロー（第 22 項参照）
- (b) 分散効果を織り込んで測定したリスク調整（企業がリスクを負担するために要求する対価の金額を設定する際に当該分散効果を考慮した範囲で）（B76 項から B77 項参照）
- (c) 保険契約ポートフォリオのレベルでの当初認識時の契約上のサービス・マージン（キャッシュ・フローと整合的に）（第 28 項参照）
- (d) 集約したレベルで純損益に認識した契約上のサービス・マージンの金額。保険契約のカバー期間の終了後は、関連する契約上のサービス・マージンの全額を純損益に認識するようにする（第 32 項参照）。

B38 しかし、ポートフォリオのレベルで行う見積りの期待値は、個々の契約に起因する当該金額の同等の見積りの期待値を反映する。原則的には、これは、個々の保険契約について期待値の見積りを行って、その結果を当該契約ポートフォリオについて集約することと違いがないはずである。

### 将来キャッシュ・フローの見積り（第 22 項から第 24 項）

- B39 本セクションは次の事項を取り扱う。
- (a) 不確実性及び期待現在価値アプローチ (B40 項から B42 項参照)
  - (b) 市場変数及び非市場変数 (B43 項から B53 項参照)
  - (c) 将来の支払の確率の見積り (B54 項参照)
  - (d) 現在の見積りの利用 (B55 項から B58 項参照)
  - (e) 将来の事象 (B59 項から B61 項参照)
  - (f) 契約の境界線内のキャッシュ・フロー (B62 項から B67 項参照)

### 不確実性及び期待現在価値アプローチ (第 22 項)

- B40 履行キャッシュ・フローを測定するためのキャッシュ・フローの見積りの目的は、起こり得る結果の全範囲の期待値 (統計上の平均値) を算定することである。したがって、キャッシュ・フローの見積りのための出発点は、起こり得る結果の全範囲を反映する一定範囲のシナリオである。それぞれのシナリオは、特定の結果に係るキャッシュ・フローの金額及び時期、並びに当該結果の見積確率を特定する。各シナリオから生じるキャッシュ・フローは、市場変数と整合的な期待現在価値を算出するために、割り引いて、当該結果の見積確率で加重平均する。したがって、目的は、将来キャッシュ・フローについて、最も可能性の高い結果、又は生じる可能性の方が高い結果を算出することではない。むしろ、目的は、各シナリオの確率の偏りのない見積りを行うために、起こり得るシナリオのすべてを特定し反映することである。場合によっては、企業は相当量のデータへのアクセスを有していて、そうしたキャッシュ・フローのシナリオを容易に作成できる場合がある。企業が相当のコストを掛けないとキャッシュ・フローの変動可能性又は関連する確率についての一般的な記述以上のものを作成できない場合もある。この場合、企業は将来キャッシュ・フローの見積りに、その一般的な記述を使用しなければならない。
- B41 起こり得る結果の全範囲を考慮する際に、目的は、必ずしもすべての起こり得るシナリオを特定することではなく、関連性のある情報のすべてを織り込み、入手が困難な情報を無視しないことである。実務上は、生じる見積りが、平均値を算定する際に関連性のある情報のすべてを考慮するという測定目的と整合的である場合には、明示的なシナリオを必ずしも設定する必要はない。例えば、結果の確率分布が少数のパラメーターで完全に説明できる確率分布とほぼ一致すると企業が見積っている場合には、その少数のパラメーターを見積れば十分であろう。同様に、場合によっては、比較的単純なモデルで、正確性が許容可能な範囲内にある回答が得られ、多数の詳細なシミュレーションの必要がない場合もある。しかし、場合によっては、キャッシュ・フローが複雑な基礎的要因により決定され、経済状況の変化に非常に非線形的な方法で反応することもある。これが生じる可能性があるのは、例えば、キャッシュ・フローが、相互に関連のある非明示的又は明示的な一連のオプションを反映している場合である。こうした場合には、測定目的を満たすために、より洗練された確率論的モデルが必要とされる可能性が高い。
- B42 設定されるシナリオには、既存契約に基づく巨大災害の損失の確率についての偏りのない見積りを含めなければならない。こうしたシナリオは、起こり得る将来の契約に基づいて生じる可能性のある保険金請求を除外する。例えば、既存契約の残存カバー期間中に地震が発生して現在価値で CU1,000,000 の損失が生じる確率が 5%あるとする。その場合、キャッシュ・アウトフローの期待現在価値には、当該損失に係る CU50,000 (す

なわち、CU1,000,000×5%)を含める。当該契約に係るキャッシュ・アウトフローの期待値には、カバー期間の終了後に発生する可能性のある地震により起こり得る損失は含まない。

### 市場変数及び非市場変数（第 22 項(b)）

B43 この適用指針は次の 2 種類の変数を識別している。

- (a) 市場変数——市場で観察できるか又は市場から直接算出できる変数（例えば、公開市場で取引されている証券の価格や金利）
- (b) 非市場変数——他のすべての変数（例えば、保険金請求の頻度と規模及び死亡率）

### 市場変数（第 22 項(b)）

B44 市場変数の見積りは、報告期間末日現在の観察可能な市場価格と整合的でなければならない。企業は、IFRS 第 13 号の第 79 項に記述されている場合を除いて、自らの見積りを観察された市場価格の代用としてはならない。IFRS 第 13 号に従って、市場変数を見積る必要がある場合（例えば、観察可能な市場変数が存在しないことにより）には、その市場変数は観察可能な市場変数とできるだけ整合的でなければならない。

B45 市場価格は、起こり得る将来の結果に関するさまざまな見解を混合しているとともに、市場参加者のリスク選好を反映している。したがって、市場価格は将来の結果の一点での予測ではない。実際の結果が過去の市場価格と異なっていると、これは市場価格が「誤り」であったことを意味するものではない。

B46 市場変数の重要な適用の 1 つは、複製資産又は複製資産ポートフォリオの考え方である。複製資産とは、キャッシュ・フローが契約上のキャッシュ・フローと金額、時期及び不確実性において**正確**に一致する資産である。場合によっては、複製資産が、保険契約から生じるキャッシュ・フローの一部について存在するかもしれない。当該資産の公正価値は、当該資産から生じるキャッシュ・フローの期待現在価値と、当該キャッシュ・フローに関連するリスクの両方を反映する。保険契約負債から生じるキャッシュ・フローの一部又は全部について複製資産ポートフォリオが存在する場合には、企業は、当該契約上のキャッシュ・フローについて、当該特定キャッシュ・フローの期待現在価値及び関連するリスク調整を明示的に見積る代わりに、関連性のある履行キャッシュ・フローに係る当該資産の公正価値を使用することができる。複製資産ポートフォリオにより測定しないキャッシュ・フローについては、企業は、当該特定キャッシュ・フローの期待現在価値及び関連するリスク調整を明示的に見積らなければならない。

B47 本基準 [案] は、複製ポートフォリオ技法の使用を企業に要求してはいない。しかし、複製資産又は複製ポートフォリオが存在していて、企業が異なる技法の使用を選択する場合には、企業は、複製ポートフォリオ技法による答えが大きく異なる可能性は低いという確信を得なければならない。これに該当するかどうかを評価する 1 つの方法は、複製ポートフォリオにより創出されるキャッシュ・フローに他の技法を適用しても、複製ポートフォリオの公正価値と大きく異なる測定となることを検証することである。

B48 複製ポートフォリオ技法の一例として、保険契約が、取引されている資産のバスケットに係るプット・オプションからのキャッシュ・フローに等しいキャッシュ・フローを創出するという特徴を含んでいると仮定する。当該キャッシュ・フローに係る複製ポートフォリオは、取引されている資産の当該バスケットに係る同一条件のプット・オプションとなる。企業は、当該オプションの公正価値を観察するか又は見積って、当該金額を

保険契約の測定に含めることになる。しかし、企業は、複製ポートフォリオ以外の技法が契約全体の同じ測定値を達成できると見込まれる場合には、当該技法を使用することができる。例えば、契約の中の組込オプションと他の特徴との間に重要な相互依存関係がある場合には、他の技法の方が強固であるか又は適用が容易かもしれない。特定の状況において目的を最もよく満たすアプローチを決定するためには、判断が必要となる。

### 非市場変数（第 22 項(b)）

- B49 非市場変数の見積りは、利用可能な証拠のすべて（外部と内部の両方）を反映しなければならない。
- B50 非市場外部データ（例えば、国の死亡統計）は、状況によって内部データ（例えば、内部で作成した死亡統計）より目的適合性が高い場合も低い場合もある。例えば、生命保険を発行する企業は、国の死亡統計だけに依存してはならず、自社の保険契約ポートフォリオについての死亡シナリオの確率について偏りのない見積りを設定する際に、他のすべての利用可能な内部及び外部の情報源を考慮しなければならない。これらの確率を設定する際に、企業は、利用可能な証拠のすべてを、説得力の高い証拠の方に重点を置いて、考慮しなければならない。例えば、
- (a) 内部の死亡統計は、国の死亡率データが保険の対象となる母集団を代表しない大きな母集団から算出されたものであれば、国のデータよりも説得力が高い場合がある。これは、例えば、保険の対象としている人口の人口統計上の特性が、国の人口の特性と著しく異なっている可能性があるからであり、企業が内部データの方を重視し、国の統計はあまり重視しないことが必要となることを意味している。
- (b) 逆に、内部の統計が少数の母集団から導き出したものであり、その特性が国の母集団統計に近似していると考えられ、国の統計が現在のものである場合には、企業は、国の統計の方を重視することになる。
- B51 非市場変数についての確率の見積りは、観察可能な市場変数と矛盾するものであってはならない。例えば、将来のインフレ率のシナリオについての確率の見積りは、市場金利で示唆されている確率とできるだけ整合的でなければならない。
- B52 場合によっては、企業は、市場変数が非市場変数とは独立に変動すると判断することがある。その場合、企業は非市場変数についての結果の範囲を反映するシナリオを、各シナリオに市場変数の同一の観察値を用いて考慮しなければならない。
- B53 他方、市場変数と非市場変数が相関している場合もある。例えば、失効率が金利と相関している証拠がある場合もある。同様に、住宅保険又は自動車保険に係る保険金請求の水準が景気循環と相関し、したがって金利及び支出金額と相関している証拠がある場合もある。企業は、市場変数に関するシナリオの確率及びリスク調整が、当該市場変数に依存する観察された市場価格と整合するようにならなければならない。

### 将来の支払の確率の見積り（第 22 項(c)）

- B54 企業は既存契約による将来の支払に関する確率を、以下を基礎として見積る。
- (a) 保険契約者からすでに報告されている保険金請求に関する情報
- (b) 保険契約ポートフォリオの既知の特性又は見積った特性に関する他の情報
- (c) 企業自身の実績に関する過去データ（必要に応じて他の情報源からの過去データで

補充)。過去データは、例えば次の場合には調整される。

- (i) ポートフォリオの特性が、過去データの基礎として使用された母団の特性と異なっている（又は、例えば逆選択により異なることとなる）場合
  - (ii) 過去の傾向が継続しないこと、新しい傾向が現れること、あるいは経済的変化、人口統計上の変化及び他の変化により既存の保険契約から生じるキャッシュ・フローが影響を受ける可能性があることの証拠がある場合
  - (iii) 保険契約ポートフォリオに対する過去データの関連性に影響を与える可能性のある事項（引受手続や保険金請求管理手続など）に変更があった場合
- (d) 利用可能な場合、同様のリスクをカバーする再保険契約、及びカタストロフィー債や天候デリバティブなどの他の金融商品（もしあれば）についての現在の価格情報、並びに保険契約ポートフォリオの移転に係る最近の市場価格。この情報は、当該再保険契約又は他の金融商品から生じるキャッシュ・フローと企業が保険契約者との基礎となる契約を履行するにつれて生じるキャッシュ・フローとの差異を反映するために調整しなければならない。

#### 現在の見積りの利用（第 22 項(d)）

B55 キャッシュ・フローのシナリオのそれぞれの確率を見積る際に、企業は、報告期間の末日現在のすべての利用可能な現在の情報を使用しなければならない。企業は、前報告期間の末日現在で行った確率の見積りを見直して、変化について見積りを更新しなければならない。その際に、企業は次の事項を考慮しなければならない。

- (a) 更新後の見積りが、報告期間の末日現在の状況を忠実に表現するかどうか。
- (b) 見積りの変更が、当期中の状況の変化を忠実に表現するかどうか。例えば、当期首現在の見積りが合理的な範囲の一方の端にあったとする。状況が変化していない場合には、当期末に見積りを当該範囲のもう一方の端に変更すると、当期中に生じたことを忠実に表現しないことになる。企業の直近の見積りが従前で見積りと相違しているが、状況が変化していない場合には、企業は各シナリオに割り当てた新しい確率が正当化されるかどうかを評価しなければならない。それらの確率の見積りを更新する際に、企業は、従前で見積りの根拠としていた証拠とすべての新しい利用可能な証拠の両方を、説得力の高い証拠の方に重点を置いて、考慮しなければならない。

B56 それぞれのシナリオに割り当てる確率は、報告期間の末日現在の状況を反映しなければならない。したがって、IAS 第 10 号「後発事象」に従い、報告期間の末日後に発生し、報告日時点で存在していた状況を解決した事象は、報告期間の末日現在で存在した状況の証拠を提供しない。例えば、報告期間の末日時点で、暴風雨が保険契約の残りの 6 か月の間に到来する確率が 20%であるとする。報告期間の末日後、かつ財務諸表の発行の承認前に、暴風雨が襲来する。当該契約に基づく履行キャッシュ・フローは、発生したことが判明している暴風雨を事後的判断を用いて反映してはならない。その代わりに、測定に含めたキャッシュ・フローに、報告期間の末日時点で明らかであった 20%の確率を乗じる（IAS 第 10 号に従って、修正を要しない事象が報告期間の末日後に発生したという適切な開示を行う）。

B57 期待キャッシュ・フローの現在の見積りは、直近の実績と必ずしも同一ではない。例えば、昨年の死亡率の実績が従前の死亡率実績及び死亡率実績の従前の予想よりも 20%悪

化したとする。いくつかの要因が実績の突然の変動を生じさせる可能性があり、これには次のものが含まれる。

- (a) 死亡率の継続的な変化
- (b) 保険の対象となっている母集団の特性の変化（例えば、引受査定又は分布の変化や、健康状態が例外的に良好又は劣悪な保険契約者による選択的な失効）
- (c) 偶然的な変動
- (d) 識別可能な非経常的原因

**B58** 企業は、直近の実績、以前の実績及び他の情報に照らして、実績の変化の理由を調査し、起こり得る結果について新しい確率の見積りを設定しなければならない。一般的に、**B57** 項の例の結果は、死亡給付金の期待現在価値が変化するということであろうが、**20%**もの増加にはならない。アクチュアリーは、新しい証拠が異なる結果の確率にどのような影響を与えるのかを企業が評価する際に使用できる「信頼性」技法を開発してきた。**B57** 項の例では、死亡率が従前の見積りよりも著しく高い状態が続く場合には、高い死亡率のシナリオに割り当てる確率の見積りは、新しい証拠が利用可能となるにつれて増大することになる。

#### 将来の事象（第 22 項(d)）

**B59** 非市場変数の見積りは、保険事故の現在の水準に関する現在の情報だけでなく、傾向に関する情報も考慮しなければならない。例えば、死亡率は多くの国で長期間にわたり一貫して低下してきている。履行キャッシュ・フローの算定は、すべての利用可能な証拠に照らして、起こり得る傾向のシナリオのそれぞれに割り当てられる確率を反映する。

**B60** 同様に、保険契約からのキャッシュ・フローがインフレーションに敏感である場合には、履行キャッシュ・フローの算定は、起こり得る将来のインフレ率を反映しなければならない（第 26 項及び **B53** 項も参照）。インフレ率は金利と相関する可能性が高いため、履行キャッシュ・フローの測定は、インフレーションの各シナリオの確率を、市場金利（第 25 項から第 26 項に定めている割引率の見積りに使用される市場金利）が示唆する確率と整合的な方法で反映しなければならない。

**B61** 保険契約からのキャッシュ・フローを見積る際に、企業は、当該キャッシュ・フローに影響を与える可能性のある将来の事象を考慮に入れなければならない。企業は、それらの将来の事象を反映したキャッシュ・フローのシナリオを、各シナリオへの確率加重について偏りのない見積りとともに設定しなければならない。ただし、企業は、既存の保険契約による現在の義務を変更若しくは免除するか、又は新たな義務を創出することとなる将来の事象（法制の変更など）を考慮に入れてはならない。

#### 契約の境界線内のキャッシュ・フロー（第 22 項(e)及び第 23 項から第 24 項）

**B62** あるシナリオにおけるキャッシュ・フローの見積りは、期待値ベースで、既存契約の境界線内のすべてのキャッシュ・フローを含めなければならない。他のキャッシュ・フローは含めてはならない。

**B63** 多くの保険契約は、保険契約者が自ら受け取る金額、時期、金額の内容又は不確実性を変化させる行動を取ることを可能にする特徴を有している。こうした特徴には、更新オプション、解約オプション、転換オプション、契約に基づく給付を依然として受けている間に保険料の支払を停止するオプションなどがある。保険契約の測定は、期待値ベー

スで、当該契約を含んだポートフォリオの中の保険契約者が利用可能なオプションをどのように行使するののかについての企業の見方を反映しなければならず、リスク調整は、契約ポートフォリオの中の保険契約者の実際の行動が、予想されている行動とどのように相違する可能性があるのかについての企業の見方を反映しなければならない。したがって、保険契約の測定は、契約ポートフォリオの中のすべての保険契約者が以下のことを行うと仮定してはならない。

(a) 契約の解約（それが保険契約者の予想されている行動ではない場合）

(b) 契約の継続（それが保険契約者の予想されている行動ではない場合）

**B64** 発行者が、保険契約により契約の更新又は他の方法での継続を要求されている場合には、第 23 項から第 24 項を適用して、更新後の契約から生じる保険料及び関連するキャッシュ・フローが当初の契約の境界線内にあるかどうかを評価しなければならない。

**B65** 第 23 項では、企業が将来の日（更新日）において同日からの当該契約又はポートフォリオにおけるリスクを完全に反映する価格を設定する権利又は実務上の能力に言及している。企業が当該権利又は実務上の能力を有しているのは、同日に発行される新規契約があれば設定されるのと同じ価格を設定することを妨げる制約がない場合、又は請求する価格に対して提供するであろう給付と一致するように給付を変更できる場合である。同様に、企業は、既存の契約の価格の変更を当該価格がポートフォリオにおけるリスクの全体的な変化を反映するように行える場合には、当該権利又は実務上の能力を有している。これは、各保険契約者に設定される価格がその個別の保険契約者に係るリスクの変化を反映していない場合であっても同じである。契約又はポートフォリオにおけるリスクを完全に反映する価格を設定する権利又は実務上の能力を企業が有しているかどうかを評価する際に、企業は、更新日において同等の契約を残りのカバーについて引き受ける際に考慮するであろうすべてのリスクを考慮すべきである。

**B66** 保険契約の境界線内のキャッシュ・フローとは、契約ポートフォリオの履行に直接関連するキャッシュ・フローであり、次のものが含まれる。

(a) 保険契約者からの保険料（保険料調整及び分割払保険料を含む）及び当該保険料から生じる追加的なキャッシュ・フロー

(b) 保険契約者に対する（又は保険契約者のための）支払。これには、次のものが含まれる。すでに報告されているが未だ支払われていない保険金（すなわち、報告済の保険金請求）、すでに発生しているが保険金請求が未だ報告されていない事故についての発生保険金（IBNR）、及び既存契約の境界線内のすべての将来の保険金である。

(c) 個々の保険契約ポートフォリオに合理的かつ首尾一貫した基準で配分することのできる直課可能な新契約費。新契約費には、ポートフォリオの中の個々の保険契約に直課できないコストが含まれる。

(d) 保険金請求処理費用（すなわち、企業が既存の保険契約による保険金請求を処理し解決する際に生じるコストであり、弁護士報酬及び損害査定人の手数料並びに保険金請求調査と保険金支払処理の内部コストを含む）

(e) 現物支給される契約上の給付を提供する際に企業に生じるコスト

(f) 契約に組み込まれたオプション及び保証が保険契約から分離されない場合の、当該オプション及び保証から生じるキャッシュ・フロー（第 10 項(a)参照）。保険契約が

## INSURANCE CONTRACTS

組込オプション又は保証を含んでいる場合には、すべての範囲のシナリオを考慮することが重要である。

- (g) 契約の管理及び維持のコスト。保険料請求や契約変更（例えば、転換及び復活）の処理コストなどである。こうしたコストには、特定の保険契約者が保険契約の境界線内の保険料の支払を継続する場合に仲介者に支払われると見込まれる継続的な手数料が含まれる。
- (h) 取引ベースの税金（保険料税、付加価値税及び物品・サービス税など）、及び賦課金（防火設備賦課金及び保証基金賦課金など）のうち、既存の保険契約から直接的に生じるか、又は合理的かつ首尾一貫した基準で既存の保険契約に帰属させることができるもの。
- (i) 保険者が保険契約者に生じた納税義務を受託者の立場で果たすために行う支払、及び関連する受取
- (j) 既存の保険契約でカバーされている将来の保険金に関する潜在的な回収額（残存物や請求権代位など）、及び別個の資産としての認識要件を満たさない範囲での、過去の保険金に関する潜在的な回収額
- (k) 既存契約から生じる支払のうち、保険契約者に基礎となる項目に対するリターンへの持分を提供するもの（第 33 項参照）。当該支払の支払先が現在の保険契約者と将来の保険契約者のいずれなのかは問わない。
- (l) 固定及び変動の間接費（例えば、会計、人事、情報技術及びサポート、建物の減価償却、家賃、維持管理、光熱費などのコスト）のうち当該保険契約を含んだポートフォリオの履行に直課可能なコストで、次のようなモデルを用いて、各保険契約ポートフォリオに配分されるもの
  - (i) 規則的かつ合理的であり、類似の特性を有するすべてのコストに首尾一貫して適用される。
  - (ii) 保険契約の測定に使用されるキャッシュ・フローに含まれるコストが、発生したコストを超えないことを確保している。
- (m) 他のコストで、契約の条件に基づき保険契約者に個別に請求可能なもの

**B67** 次のようなキャッシュ・フローは、企業が既存の保険契約を履行するにつれて発生するキャッシュ・フローを見積る際に、考慮してはならない。

- (a) 基礎となる項目に対する投資リターン。投資の認識、測定及び表示は個別に行う。しかし、保険契約の測定は、投資リターンに依存するキャッシュ・フロー（もしあれば）の影響を受ける場合がある。
- (b) 再保険契約に基づいて生じるキャッシュ・フロー（支払又は受取）。再保険契約の認識、測定及び表示は個別に行う。
- (c) 将来の保険契約から生じる可能性のあるキャッシュ・フロー、すなわち、既存契約の境界線に入らないキャッシュ・フロー（第 23 項から第 24 項参照）
- (d) 当該契約を含んだ保険契約ポートフォリオに直課できないコスト（商品開発や教育訓練のコストなど）に関するキャッシュ・フロー。こうしたコストは発生時に純損益に認識される。

- (e) 契約の履行のために使用される異常な金額のむだになった労務費又は他の資源から生じるキャッシュ・フロー。こうしたコストは発生時に純損益に認識される。
- (f) 法人所得税の支払及び受取のうち、保険者が受託者の立場で支払又は受取をするものではないもの。こうした支払及び受取は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って、認識、測定及び表示が個別に行われる。
- (g) 報告企業の別々の構成要素（保険契約者ファンドと株主ファンドなど）間でのキャッシュ・フロー。当該キャッシュ・フローは保険契約者への支払額を変化させないからである。
- (h) 保険契約から分離されて他の適用可能な基準で会計処理される構成要素から生じるキャッシュ・フロー（第 10 項参照）

### キャッシュ・フローについての現在の見積りの変更（第 30 項から第 31 項）

B68 第 30 項では、契約上のサービス・マージンの残額を、将来のカバー及び他の将来のサービスに係るキャッシュ・フローの現在の見積りと従前の見積りとの差額について調整することを要求している。したがって、

- (a) 契約上のサービス・マージンは、発生保険金の見積りの変更については調整されない。こうした保険金は過去のカバーに関するものだからである。こうした変更は直ちに純損益に認識される。
- (b) 契約上のサービス・マージンは、将来のカバーに係る実績差異について調整される。例えば、差異が将来のカバーに係る保険料に関するものである場合である。企業は、当該マージンを、保険料の変更及びそれにより生じる将来のアウトフローの変化の両方について調整する。
- (c) 契約上のサービス・マージンは、時期の変化が将来のサービスに関するキャッシュ・フローに影響を与えない場合には、投資要素の返済の遅延又は早期化については調整しない。例えば、ある期間における返済金額が、対応する高額の支払が将来の期間に行われることにより低くなると企業が見積っている場合には、時期の変化は将来の期間に関するキャッシュ・フローに影響を与えない。契約上のサービス・マージンは、遅延又は早期化が契約上のサービス・マージンに与える正味の影響についてだけ調整される。
- (d) 契約上のサービス・マージンは、投資リターンに依存するキャッシュ・フローの見積りの変更が基礎となる項目の価値の変動の結果として生じている場合には、当該変更について調整しない。こうした変更は、契約に基づいて提供されるサービスに関するものではない。
- (e) 契約上のサービス・マージンが、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローの見積りの変更について調整されるのは、当該キャッシュ・フローが保険契約に基づく将来のサービスに関するものである場合のみである。例えば、契約に基づき提供される資産管理サービスに関するキャッシュ・フローの変動は、保険契約に基づく将来のサービスに関するものである。基礎となる項目に係る利得又は損失は、保険契約による将来のサービスからの未稼得利益に関するものではなく、基礎となる項目に関連性のある基準に従って認識される。

## 貨幣の時間価値（第 25 項から第 26 項）

B69 保険契約のキャッシュ・フローの特性を反映する割引率は、市場で直接に観察可能ではない場合がある。企業は、類似したキャッシュ・フローを有する金融商品の現在の観察可能な市場価格を最大限使用しなければならないが、当該価格を、当該キャッシュ・フローと保険契約のキャッシュ・フローとの時期、通貨及び流動性の点での相違を反映するように調整しなければならない。本基準〔案〕は、そうした調整を行うための方法を定めていない。

B70 B69 項に述べた調整を行う際に、企業は、保険契約に係る割引率に、次のように、当該保険契約に関連性のある要因だけを含めなければならない。

(a) 場合によっては、企業は保険契約に係るイールド・カーブの決定を、企業が保有している実際の資産ポートフォリオ又は参照資産ポートフォリオのいずれかについての現在の市場利回りを出発点として反映するイールド・カーブに基づいて行う。ポートフォリオに係る利回りには、信用リスクと流動性リスクに係る市場リスク・プレミアムが含まれる。「トップダウン」アプローチでは、企業は次のことを行う。

(i) 資産ポートフォリオに適用する観察可能な利回りから、保険契約に関連性のない要因の見積りを除外する。そうした要因には、出発点として使用しているポートフォリオに含まれている資産についての市場リスク・プレミアムが含まれる。

(ii) ポートフォリオの中の資産のキャッシュ・フローの時期と保険契約のキャッシュ・フローの時期との相違について調整する。これは、資産のデュレーションが負債のデュレーションと一致することを確保するものである。

(iii) 第 21 項に従って、企業自身の不履行リスクは含めない。

保険契約の流動性特性とポートフォリオの中の資産の流動性特性との間に差異が残っている場合もあるが、トップダウン・アプローチを適用する企業は、それらの差異を除去するための修正を行う必要はない。

(b) 他の場合には、企業は、リスクフリーのイールド・カーブを、保険契約に関連性のある要因の見積りを含めるように調整する（「ボトムアップ」アプローチ）。保険契約に関連性のある要因には、市場で観察される利率の基礎となっている金融商品の流動性特性と保険契約の流動性特性との相違が含まれる。例えば、一部の国債は、厚みと流動性のある市場で取引されており、保有者は通常、いつでも容易に、呼値スプレッドなどの多額の取引コストを生じることなしに売却することができる。これと対照的に、保険契約負債は一般的には取引することができず、満期前に契約を解約することが可能でない場合がある。

B71 観察可能な市場変数が利用可能でない場合や、関連性のある要因を別個に識別していない場合には、企業は、適切な割引率を算定するために見積技法を用いる。これは、利用可能な場合には他の観察可能なインプットを考慮に入れて行う。例えば、企業は、観察可能な市場データが利用可能な期間を超えて予想されるキャッシュ・フローに適用する割引率を、より短期のデュレーションに係る現在の観察可能な市場のイールド・カーブを用いて算定することが必要となる場合がある。別の例は、負債性金融商品のスプレッドに含まれている信用リスク・プレミアムの見積りを、クレジット・デリバティブを参照点として使用して行う場合である。企業は、クレジット・デリバティブの市場価格が

市場利回りの信用リスク部分の算定に関連性のない要因をどの程度含んでいるのかを評価し、全体としての資産スプレッドにおける信用リスク部分が算定できるようにする。

- B72** 原則的には、基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するとは予想されない割引率は、すべてのキャッシュ・フローについて同じイールド・カーブを生じることになる。契約の異なる流動性特性が除去されて、キャッシュ・フローの金額及び時期に関するすべての不確実性を除去した流動性のないリスクフリーのイールド・カーブが生じるからである。しかし、**B70** 項(a)の適用により、同一の通貨であっても、実際は異なるイールド・カーブが生じる場合がある。
- B73** 保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性が基礎となる項目に対するリターンに依存する範囲で、**第 26 項(a)**は、当該負債の特性がこの依存関係を反映することを要求している。したがって、当該キャッシュ・フローの測定に使用する割引率は、その依存関係の程度を反映しなければならない。これは、その依存関係が契約条件の結果として生じるのか企業の裁量権の行使を通じて生じるのかには関係なく、また、企業が基礎となる項目を保有しているのかどうかにも関係なく当てはまる。
- B74** 本基準 [案] は、**B70** 項(a)を適用する際の割引率の算定に用いる資産ポートフォリオについての制限を定めていない。しかし、参照資産ポートフォリオが保険契約負債と類似した特性を有している場合には、当該負債に関連性のない要因を除去するために要する調整は少なくなる。したがって、
- (a) 負債性金融商品については、目的は、債券利回り合計から保険契約との関連性のない要因を除去することである。それらの要因には、予想信用損失の影響、信用に係る市場リスク・プレミアム及び流動性に係る市場プレミアムが含まれる。
  - (b) 株式投資については、保険契約に関連性のない要因を除去するために、より重要な調整が要求される。これは、株式投資のキャッシュ・フロー特性と保険契約のキャッシュ・フロー特性との間には、より大きな相違があるからである。特に、目的は、ポートフォリオの率から投資リスクの負担に対する予想リターンの部分を除去することである。そうした投資リスクには、市場リスクや、資産からのキャッシュ・フローの金額及び時期の他の変動可能性が含まれる。
- B75** 状況によっては、保険契約から生じるキャッシュ・フローが特定の資産に依存していることを反映する最も適切な方法は、複製ポートフォリオ技法 (**B46** 項から **B48** 項参照) を使用することかもしれない。他の場合には、企業は、当該資産の測定と整合的で、当該資産から生じるリスクの分担における企業と保険契約者との間の非対称性について調整した割引率を使用することかもしれない。

## リスク調整 (第 27 項)

- B76** リスク調整は、下記の両者を企業にとって等価とするために企業が要求するであろう対価を測定するものである。
- (a) 一定範囲の起こり得る結果を有する保険契約負債の履行
  - (b) 保険契約と同じ期待現在価値の固定キャッシュ・フローを生み出す負債の履行

例えば、リスク調整は、**CU90** となる確率が **50%** で **CU110** となる確率が **50%** の負債の履行と、**CU100** で固定された負債の履行とを等価にするために企業が要求するであろう対価を測定することになる。その結果、リスク調整は、財務諸表利用者に、保険契約か

ら生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響についての企業の認識に関する情報を伝える。

- B77** リスク調整の測定は、企業が契約を履行するにつれて生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して要求するであろう対価を反映するので、リスク調整は次のものも反映する。
- (a) 企業が当該不確実性の負担に対して要求する対価を決定する際に考慮する分散効果の程度
  - (b) 有利な結果と不利な結果の両方（企業のリスク回避の程度を反映する方法で）
- B78** リスク調整の目的は、保険契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性の影響を測定することである。したがって、リスク調整は、当該保険契約に関連するすべてのリスク（市場と整合的なインプット（B44 項参照）の使用を通じて反映されているリスクを除く）を反映しなければならない。保険契約からは生じないリスクを反映してはならない。例えば、企業が保有している資産に関する投資リスク（当該投資リスクが保険契約者への支払額に影響を与える場合を除く）や、資産と負債のミスマッチのリスク、将来の取引に関連する一般的なオペレーショナル・リスクなどである。
- B79** リスク調整は、明示的な方法で測定に含めなければならない。したがって、原則的に、リスク調整は、将来キャッシュ・フローの見積りや、当該キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率とは別個のものである。企業は、例えば、将来キャッシュ・フローの見積りや割引率を算定する際に、リスク調整を非明示的に含めることによってリスク調整を二重計算してはならない。第 73 項から第 85 項に準拠するために開示される将来キャッシュ・フロー及び割引率の見積りには、リスクに対する非明示的な調整を含めてはならない。
- B80** リスク調整を明示的な方法で（すなわち、期待キャッシュ・フロー及び割引率のビルディング・ブロックとは区別して）測定に含めなければならないという要求は、B46 項から B48 項に記述した「複製ポートフォリオ」アプローチを禁止するものではない。二重計算を避けるため、リスク調整には、複製ポートフォリオの公正価値に反映されているリスクは含めない。
- B81** 本基準[案]では、リスク調整を算定するために用いる技法を特定していない。しかし、B76 項の目的を満たすため、リスク調整は次のような特性を有さなければならない。
- (a) 頻度が低く規模の大きいリスクの方が、頻度が高く規模の小さいリスクよりもリスク調整が高くなる。
  - (b) 同様のリスクについて、デュレーションの長い契約の方が、デュレーションの短い契約よりもリスク調整が高くなる。
  - (c) 確率分布の広いリスクは、分布の狭いリスクよりもリスク調整が高くなる。
  - (d) 現在の見積り及びその傾向に関して知られていることが少ないほど、リスク調整が高くなる。
  - (e) 新たな実績が不確実性を軽減する範囲でリスク調整が減少し、その逆も成り立つ。
- B82** 企業は、使用すべき適切なリスク調整技法を決定する際に、判断を適用しなければならない。その判断を適用する際に、企業は、当該技法が簡潔で情報に富む開示を提供し、

財務諸表利用者が企業の業績を他の企業の業績と比較できるようになるかどうかも考慮しなければならない。第 84 項では、リスク調整を算定するために信頼水準以外の技法を使用している場合には、当該技法の結果を信頼水準に変換することを企業に要求している。

### 企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約（第 33 項から第 34 項及び第 66 項）

- B83 第 34 項では、保険契約の条件が企業に経済的ミスマッチが生じないことを意味している場合には、保険契約と基礎となる項目からのキャッシュ・フロー間の会計上のミスマッチを解消する要求を定めている。これが適用されるのは、第 33 項の要件に該当する場合、すなわち、契約が当該基礎となる項目への連動を定めている場合である。
- B84 第 33 項の要件は、次のいずれかに該当する場合には満たされない。
- 当該契約から生じる支払が、識別可能な資産又は負債に対するリターンを反映する理由が、単に企業がその基準で支払を行うことを選択しているということだけである場合。その場合には、企業は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される支払を行うことにより経済的ミスマッチを回避することを選択できるが、そうすることは要求されない。しかし、企業は、他の資産又は負債を保有していた場合に生じるであろう経済的ミスマッチを回避することは要求されない。
  - 企業が、基礎となる項目を保有することを選択でき、それにより経済的ミスマッチを回避することができるが、当該基礎となる項目を保有することは要求されていない場合
- B85 第 33 項の要件を満たす契約について、企業は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローを算定し、当該履行キャッシュ・フローを他の履行キャッシュ・フローとは異なる基礎で測定する。企業は、測定が次の両方を行う程度を最大化する方法でキャッシュ・フローを分解しなければならない。
- キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンにどの程度対応して変動すると予想されるのかを説明する方法で、当該キャッシュ・フローを表現する。
  - 保険契約者が受け取る最低限の固定支払を最大化する。
- B86 例えば、契約で、保険契約者に、最低限の CU1,000 に加えて、基礎となる項目の公正価値（「A」）が当初の公正価値 CU1,000 を超えて増加した金額の 90% を支払うことを約束している場合には、当該キャッシュ・フローを次のような方法で分解することができる。
- 固定金額に売建コール・オプションを加算した金額として、すなわち、  

$$CU1,000 + [90\% \times (A - CU1,000)] \text{ と } CU0 \text{ のいずれか大きい方}$$
  - 資産の 100% に、保証（売建プット・オプション）の価値を加算し、上方変動に対する企業の 10% の参加権（買建コール・オプション）の価値を控除した金額として、すなわち、  

$$A + [(CU1,000 - A) \text{ と } CU0 \text{ のいずれか大きい方}] - [10\% \times (A - CU1,000) \text{ と } CU0 \text{ のいずれか大きい方}]$$

- (c) 資産の90%に、固定支払 CU100 と保証（売建プット・オプション）の価値を加算した金額として、すなわち、

$$[90\% \times A] + CU100 + [90\% \times (CU1,000 - A)] \text{ と } CU0 \text{ のいずれか大きい方}$$

しかし、(c)だけが B85 項の条件を満たすことになる。キャッシュ・フローを、キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに対応して変動すると予想される程度と、保険契約者が受け取る最低限の固定支払とを最大化する方法で表現しているからである。

- B87 第 60 項から第 65 項の、純損益又はその他の包括利益の表示に関する一般的な要求事項は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローには適用されない。しかし、企業は、第 60 項から第 65 項の要求事項を、契約の中のキャッシュ・フローのうち、基礎となる項目に対するリターンに対応して変動すると予想されていない部分に適用する。

### 保険契約収益及び費用の表示（第 56 項から第 59 項）

- B88 第 56 項では、保険契約収益は、保険契約から生じる約束したサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写すると述べている。報告期間の末日現在における残存カバーに係る負債は、将来においてサービスを提供するという残りの義務を表す。したがって、報告期間中の残存カバーに係る負債の変動は、企業が当該期間に提供したカバー又は他のサービスを表す（他の変動が生じていないと仮定して）。その結果、企業は、各報告期間に表示される保険契約収益の金額の測定を、残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額（企業が対価を受け取ると見込んでいるカバー又は他のサービスに関連しない変動を除く）で行う。当該変動には、例えば、当期のキャッシュ・フローから生じた変動や、第 60 項(a)及び第 60 項(d)に従って純損益に直ちに認識される金額が含まれる。
- B89 保険契約者が支払った保険料には、カバー及び他のサービスの提供に関する金額に加えて、次の金額が含まれる。
- (a) 企業が直課可能な新契約費を回収するために請求した金額。保険契約収益を測定する目的上、企業は、直課可能な新契約費を、カバー期間にわたり、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で配分しなければならない。ただし、第 39 項(a)では、一定の状況において企業が当該コストを発生時に費用として認識することを認めている。
  - (b) 投資要素に関する金額。第 58 項に従って、企業は、保険契約収益から、第 10 項(b)に従って分離されていない投資要素を除外しなければならない。
- B90 したがって、保険契約収益は以下の合計額として表現することもできる。
- (a) 当期のカバーに関する予想保険金及び費用の最新の見積り（第 60 項(a)及び第 60 項(d)に従って直ちに純損益に認識したものを除く）。当該金額は、保険金請求が発生する前の予想保険金及び費用の最新の見積りに関するものであり、予想保険金の最新の見積りに含まれている投資要素の返済を除外する。
  - (b) リスク調整の変動
  - (c) 当期の純損益に認識した契約上のサービス・マージンの金額

(d) 保険料のうち直課可能な新契約費の回収に関する部分の配分。企業は、保険料のうち当該コストの回収に関する部分を、各会計期間に、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で配分する。

**B91** 企業が第 38 項から第 40 項又は第 42 項(a)の保険料配分アプローチを適用する場合には、企業は残存カバーに係る負債を、履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンを用いてではなく、第 38 項に定める保険料配分アプローチを用いて測定する。企業が保険料配分アプローチを適用する場合には、当期に係る保険契約収益は、予想受取保険料のうち当期に配分された金額として算定される。企業は、予想受取保険料を、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、各会計期間に配分しなければならない。

## 付録 C

### 発効日及び経過措置

この付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものである。

#### 発効日

- 
- C1 企業は、本基準 [案] を、[公表日から約 3 年後の日付] 以後に開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。

#### 経過措置

- 
- C2 C3 項から C12 項の経過措置は、企業が本基準 [案] を最初に適用する際に適用される。本基準 [案] の適用は、会計方針の変更であり、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」が適用される。別段の定めがある場合を除き、企業は、こうした会計方針の変更の累積的影響額を、表示する最も古い期間の期首時点で、利益剰余金の期首残高の修正、及び、該当がある場合には、その他の包括利益累計額の期首残高の修正として認識しなければならない。
- C3 表示する最も古い期間の期首現在で、企業は、以下のことを、対応する利益剰余金の修正とともに行わなければならない。
- (a) 保険契約に関する繰延新契約費の既存の残高の認識の中止
  - (b) 過去に認識した企業結合で引き受けた保険契約から生じた無形資産のうち、無形資産の定義を満たさないものの認識の中止
  - (c) 企業結合で取得した資産又は負債のうち、IFRS 第 4 号「保険契約」に従って認識した金額に含めていたことにより過去に認識しておらず、(a)又は(b)により認識の中止を行う金額を、IFRS 第 3 号「企業結合」に従って認識する。企業は、こうした資産又は負債を、関連する基準がこうした資産又は負債について企業結合日に要求したであろう基礎により測定しなければならない。
  - (d) 保険契約の各ポートフォリオを下記の合計額で測定する。
    - (i) 履行キャッシュ・フロー
    - (ii) 契約上のサービス・マージン (C4 項から C6 項に従って算定)
  - (e) 表示する最も古い期間の期首現在のキャッシュ・フローの、次の両者の割引率を用いて割り引いた期待現在価値の間の差額の累積的影響額を、資本の独立の内訳項目において認識する。
    - (i) 現在の割引率 (第 25 項に従って算定)
    - (ii) ポートフォリオの当初認識時に適用した割引率 (C6 項に従って算定)
- C4 C5 項が適用される場合を除き、企業は本基準 [案] を IAS 第 8 号に従って遡及適用して、表示する最も古い期間の期首に存在している保険契約を測定しなければならない。
- C5 IAS 第 8 号は、どのような場合に本基準 [案] の保険契約の測定への遡及適用が実務上

不可能となるのかを定めている。そうした状況では、企業は、表示する最も古い期間の期首において、次のことを行わなければならない。

- (a) 保険契約を下記の合計額で測定する。
  - (i) 本基準 [案] に従った履行キャッシュ・フロー
  - (ii) 残存する契約上のサービス・マージンの見積り (C6 項に従って決定した契約の当初認識時における企業の予想に関する情報を用いる)
- (b) 表示する最も古い期間の期首以後の保険契約収益を測定する目的上、C6 項に従って、残存カバーに係る負債の帳簿価額を、下記の金額を除外して見積る。
  - (i) 当初認識日における損失
  - (ii) 当初認識日と表示する最も古い期間の期首との間のその後の見積りの変更で、直ちに純損益に認識されたもの
- (c) 純損益に認識する金利費用を測定する目的上、ポートフォリオの中の契約の当初認識時に適用する割引率を C6 項に従って算定する。

C6 C5 項を適用する際に、企業は客観的な情報を入手するために網羅的な努力を行う必要はないが、合理的に利用可能なすべての客観的な情報を考慮に入れるとともに、次のようにしなければならない。

- (a) 当初認識日現在の期待キャッシュ・フローを見積る。これは、表示する最も古い期間の期首現在の期待キャッシュ・フローの金額を、当初認識日と表示する最も古い期間の期首との間に発生したことが判明しているキャッシュ・フローにより調整した金額で行う。
- (b) 当初認識日現在のリスク調整を、表示する最も古い期間の期首現在で測定されるリスク調整と同じ金額で見積る。企業は、当該リスク調整を、当初認識日と表示する最も古い期間の期首との間のリスクの変動を反映するように調整してはならない。
- (c) 当初認識日に適用された割引率を、移行日前の少なくとも 3 年間について、第 25 項から第 26 項及び B69 項から B75 項に従って見積ったイールド・カーブに近似する観察可能なイールド・カーブを用いて見積る (こうした観察可能なイールド・カーブが存在する場合)。
- (d) (c) の観察可能なイールド・カーブが存在しない場合には、当初認識日に適用された割引率を、観察可能なイールド・カーブと第 25 項から第 26 項及び B69 項から B75 項に従って見積ったイールド・カーブとの間の平均スプレッドを算定し、当該スプレッドを当該観察可能なイールド・カーブに適用することにより見積る。このスプレッドは、移行日前の少なくとも 3 年間にわたる平均としなければならない。

## 開 示

C7 本基準 [案] を [C1 項に定める日付] 前に開始する期間に適用する企業は、その旨を開示しなければならない。

C8 表示する各期間のうち、C3 項から C6 項に従って測定された契約が存在する期間について、企業は、IAS 第 8 号で要求される開示に加えて、次の事項を開示しなければならない。

## INSURANCE CONTRACTS

- (a) 企業が本基準 [案] を遡及適用したポートフォリオの最も古い当初認識日
  - (b) 第 83 項から第 85 項で要求している開示を、C3 項から C6 項が適用されるポートフォリオについて別個に。最低限、企業は次の事項について当該開示を提供しなければならない。
    - (i) C5 項から C6 項に従って算定した契約上のサービス・マージン（企業が、当該マージンを算定する際に、客観的でない情報をどの程度使用したのかの記述を含む）
    - (ii) C6 項に従って算定した割引率
- C9 第 90 項を適用する際に、企業は、本基準 [案] を最初に適用する事業年度の末日の 5 年前より前に発生したクレーム・ディベロップメントに関する過去に未公表の情報を開示する必要はない。ただし、企業が当該情報を開示しない場合には、その旨を開示しなければならない。
- C10 企業は、当期及び表示する過去の各期間について、影響を受ける財務諸表の表示科目のそれぞれについての修正額の開示（本項がなければ IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求される）を要求されない。

### 金融資産の再指定

- C11 表示する最も古い期間の期首現在で、企業が本基準 [案] を最初に適用する際に、企業には次のことが認められるが、要求はされない。
- (a) 企業が本基準 [案] を最初に適用する日において、金融資産が、IFRS 第 9 号の 4.1.5 項の条件を満たす場合には、当該金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するように再指定すること
  - (b) 企業が過去に IFRS 第 9 号を適用していた場合に、次のいずれかを行うこと
    - (i) 資本性金融商品に対する投資を IFRS 第 9 号の 5.7.5 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定すること
    - (ii) 資本性金融商品に対する投資を IFRS 第 9 号の 5.7.5 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとした過去の指定を取り消すこと
- C12 金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するという過去の指定について、本基準 [案] の適用開始によりその過去の指定の原因となった会計上のミスマッチが解消する場合には、企業は当該指定を取り消すことが要求される。

### 他の IFRS の廃止

---

- C13 本基準 [案] により、2004 年公表の IFRS 第 4 号は廃止される。

## 付録 D

### 他の基準の結果的修正

この付録は、IASB が本基準 [案] を公表する結果としての他の基準の修正 [案] を示している。企業は、当該修正を本基準 [案] の適用時に適用しなければならない。修正される各項は、新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付して示している。

### IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」

付録 B で、B1 項を修正し、見出し及び B13 項を追加する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

## 付録 B

### 他の IFRS の遡及適用に対する例外措置

B1 企業は、次の例外措置を適用しなければならない。

- (a) ...
- (e) 組込デリバティブ (B9 項)
- (f) 政府融資 (B10 項から B12 項)
- (g) 保険契約 (B13 項)

...

### 保険契約

B13 企業は、IFRS 第 X 号 [案] 「保険契約」の C4 項から C6 項の経過措置を適用しなければならない。これは修正遡及アプローチを定めている。

付録 D で、D1 項を修正し、D4 項及び関連する見出しを削除する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

## 付録 D

### 他の IFRS からの免除

D1 企業は、次の特例のうち 1 つ又は複数を用いることを選択することができる。

- (a) ...
- (b) 保険契約 (D4 項) [削除]
- (c) ...

**IFRS 第3号「企業結合」**

見出し及び第31A項を追加する。

**保険契約**

31A 取得企業は、企業結合で取得した保険契約及び再保険契約のポートフォリオを、取得日現在で、IFRS 第X号[案]「保険契約」の第43項から第46項に従って測定しなければならない。

**IFRS 第7号「金融商品：開示」**

第3項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**範 囲**

3 本基準は、すべての企業が、すべての形態の金融商品に適用しなければならない。ただし、次の金融商品は除く。

(a) ...

(d) IFRS 第X号[案]「保険契約」の範囲に含まれる ~~IFRS 第4号「保険契約」で定義~~ ~~している~~ 保険契約。ただし、次のものには本基準を適用しなければならない。

(i) そうした保険契約に組み込まれているデリバティブ (IFRS 第9号が区分処理を求めている場合)

(ii) そうした契約に組み込まれている区別できる投資要素 (こうした構成要素が、IFRS 第X号[案]「保険契約」に従って分離を要求されている場合)

さらに、発行者が IFRS 第9号を 金融保証契約の認識と測定に適用する場合には、本基準を当該契約に適用しなければならないが、発行者が IFRS 第X号[案] IFRS 第4号の第7項(f)第4項(d)に従って IFRS 第X号[案] IFRS 第4号を当該契約の認識と測定に適用することを選択する場合には、IFRS 第X号[案] IFRS 第4号を適用 しなければならない。

(e) ...

**IFRS 第9号「金融商品」**

3.3.4A 項を追加する。

**3.3 金融負債の認識の中止**

...

3.3.4A 一部の企業は、内部又は外部のいずれかで、リンク契約における名目的ユニットを発行する投資ファンドを運営している。企業の資産プールの一部として、これらのファンドが企業自身の金融負債（例えば、発行した社債）を含んでいる場合がある。企業は、こうした資産プールに含まれている自身の金融負債の認識の中止をしないことを選択でき

る。その代わりに、企業は当該金融商品を金融負債として認識して表示し、対応する金融資産を認識することを選択できる。企業は、これにより生じる金融資産を純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

付録 B で、B4.1.30 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 指定が会計上のミスマッチを消去又は大幅に低減する

...

B4.1.30 次の例は、この条件に合致する可能性がある場合を示している。すべての場合において、4.1.5項又は4.2.2項(a)の原則に合致する場合に限り、企業は、金融資産又は金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定するために、この条件を利用できる。

(a) 企業が保険契約を發行に基づく負債を有しており、その測定が、IFRS 第 X 号 [案]「保険契約」に従って、現在の情報を組み込むもの~~(IFRS 第4号第24項で認められているような)~~であって、それに関連すると企業が考えている金融資産が、指定をしなければ償却原価で測定されることとなる場合

(b) ...

### IAS 第 1 号「財務諸表の表示」

第 7 項及び第 54 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 定 義

7 ...

**その他の包括利益とは、他の IFRS が要求又は許容するところにより純損益に認識されない収益及び費用（組替調整額を含む）をいう。**

その他の包括利益の内訳項目には次のものが含まれる。

(a) ...

(fa) IFRS 第 X 号 [案]「保険契約」の範囲に含まれる契約からの利得及び損失

...

### 財政状態計算書に表示すべき情報

54 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。

(a) ...

(o) IAS 第12号に基づく繰延税金負債及び繰延税金資産

(oa) 企業が発行した IFRS 第 X 号 [案]「保険契約」の範囲に含まれる保険契約から生じる負債及び資産

(ob) 企業が保有している IFRS 第 X 号 [案]「保険契約」の範囲に含まれる再保険契約から生じる資産及び負債

(p) ...

## IAS 第 16 号「有形固定資産」

第 29A 項及び第 29B 項を追加する。
------------------------

## 認識後の測定

...

- 29A 一部の企業は、内部又は外部のいずれかで、リンク契約における名目的ユニットを発行する投資ファンドを運営している。企業の資産プールの一部として、これらのファンドが自己使用不動産を含んでいる場合がある。企業は、こうした保有している自己使用不動産に本基準を適用しなければならない。さらに、公正価値で測定する投資不動産についての IAS 第 40 号の要求事項に従って、当該不動産を公正価値で測定して、その変動を純損益に表示することを選択することができる。
- 29B 企業は、本基準の目的上、自己使用不動産（第 29A 項に従って測定される）を別個の種類の有形固定資産として扱わなければならない。

## IAS 第 32 号「金融商品：表示」

第 4 項及び第 33 項を修正し、第 33A 項を追加する。新たな文言に下線を付している。
--

## 範 囲

- 4 本基準は、すべての企業が、すべての形態の金融商品に適用しなければならない。ただし、次の金融商品は除く。
- (a) ...
- (d) IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号「保険契約」の範囲に含まれるで定義される保険契約。ただし、次のものには本基準を適用する。
- (i) そうした保険契約に組み込まれているデリバティブ（IFRS 第 9 号が区分して会計処理することを企業に求めている場合）
- (ii) そうした契約に組み込まれている区別できる投資要素（こうした構成要素が、IFRS 第 X 号 [案]「保険契約」に従って分離を要求されている場合）
- さらに、金融保証契約については、発行者が当該契約の認識及び測定において IFRS 第 9 号を適用する場合には、本基準を適用しなければならないが、発行者が IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号の第 7 項(f)第 4 項(d)に従って、当該契約の認識及び測定において IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号を適用することを選択する場合には、IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号を適用しなければならない。
- (e) ~~〔削 除〕 裁量権を有する有配当性を含んでいることにより IFRS 第 4 号の範囲に含まれる金融商品。これらの金融商品の発行者は、これらの有配当性については、金融負債と資本金性金融商品との区分に関する本基準の第 15 項から第 32 項及び AG25 項から AG35 項の適用を免除される。しかし、これらの金融商品は、本基準のその他のすべての要求事項に従う。さらに、本基準は、これらの金融商品に組み込まれているデリバティブに適用される（IFRS 第 9 号参照）。~~

(f) ...

...

**自己株式（AG36項も参照のこと）**

33 企業が自らの資本性金融商品を買戻す場合には、当該金融商品（「自己株式」）を資本から控除しなければならない。ただし、第33A項が適用される場合を除く。資本から控除していた企業自身の資本性金融商品の購入、売却、発行又は消却に関して利得又は損失を認識してはならない。こうした自己株式を取得し保有するのは、企業である場合も連結グループの他の構成員である場合もある。支払った対価又は受け取った対価は、資本に直接認識しなければならない。

33A 一部の企業は、内部又は外部のいずれかで、リンク契約における名目的ユニットを発行する投資ファンドを運営している。企業の資産プールの一部として、これらのファンドが自己株式を含んでいる場合がある。企業は、これらの自己株式に第33項の要求事項を適用しないことを選択できる。その代わりに、企業はこれらの自己株式を発行した資本及び対応する金融資産として認識し表示することを選択できる。

**IAS 第36号「資産の減損」**

第2項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**範 囲**

2 本基準は、次の項目を除くすべての資産の減損の会計処理に適用しなければならない。

(a) ...

(h) IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号「保険契約」の範囲に含まれる保険契約に基づく企業の保険者の契約上の権利から生じる資産繰延新契約費及び無形資産

(i) ...

**IAS 第38号「無形資産」**

第3項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

**範 囲**

...

3 他の基準が特定の形態の無形資産の会計処理を定めている場合には、企業は、本基準ではなく、当該基準を適用する。例えば、本基準は次の資産には適用されない。

(a) ...

(g) IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号「保険契約」の範囲に含まれる保険契約に基づく保険者の契約上の権利から生じる、繰延新契約費及び無形資産。~~IFRS 第 4 号は、繰延新契約費については具体的な開示要求を示しているが、無形資産については示し~~

~~ていない。したがって、それらの無形資産に対しては本基準の開示要求を適用する。~~

(h) ...

## IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

第 2 項を修正する。新たな文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

### 範 囲

2 本基準は、すべての企業が、次の項目を除くすべての金融商品に適用しなければならない。

(a) ...

(e) ~~次の契約による権利及び義務。~~ (i) IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号「保険契約」の範囲に含まれるで定義されている保険契約（IFRS 第 9 号「金融商品」の付録 A の金融保証契約の定義に合致する保険契約のもとで生じる発行者の権利及び義務を除く）により生じる権利及び義務、又は、~~(ii) 裁量権のある有配当性を含んでいるために IFRS 第 4 号の範囲内の契約。ただし、次のものには本基準を適用する。~~

(i) IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号の範囲内の契約に組み込まれているデリバティブ ~~（それ自体が IFRS 第 4 号の範囲内の契約ではない場合）~~

(ii) 契約に組み込まれている区別できる投資要素（こうした構成要素が、IFRS 第 X 号 [案]「保険契約」に従って分離を要求されている場合）

さらに、金融保証契約の発行者が以前に、このような契約を保険契約とみなし、保険契約に適用される会計処理を使用していると明白に主張している場合は、発行者はこのような金融保証契約に対し、本基準又は IFRS 第 X 号 [案] IFRS 第 4 号のいずれかを適用することができる（AG4 項及び AG4A 項参照）。発行者は契約ごとにその適用を選択できるが、個々の契約に対する適用方針の選択は取消不能である。

第 103 項に次の脚注を付す。

[201X 年]公表の IFRS 第 X 号 [案]「保険契約」により、2004 年公表の IFRS 第 4 号「保険契約」が置き換えられた。

## 審議会による 2013 年 6 月公表の「保険契約」の承認

---

公開草案「保険契約」は、国際会計基準審議会の16名の審議会メンバーのうち13名により公表が承認された。クーパー氏は公表に反対票を投じた。彼の代替的見解は、結論の根拠の後に示している。トーカー女史とカブレック氏は、IASB への就任がごく最近であるため投票を棄権した。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
マルティン・エーデルマン	
ヤン・エングストローム	
パトリック・フィネガン	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
ゲイリー・カブレック	
プラブハカー・カラバチェラ	
パトリシア・マコーネル	
鶯地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	